

## 令和5年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和5年9月1日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年9月1日午前10時00分招集
2. 令和5年9月4日午前10時00分開会
3. 令和5年9月4日午後4時02分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働和明 書記 鴨川奈々

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税務課長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

---

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

(おはようございます。)

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長(高木洋一郎君) 日程第1、一般質問を行います。

本日は4人の議員に一般質問通告書一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目めからの質問は質問席にて行います。

第1答弁については登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に秋丸議員の発言を許します。

9番 秋丸君

○9番(秋丸要一君) 皆様、改めましておはようございます。

(おはようございます。)

9番議員の秋丸要一です。9月定例議会第1日目、午前1番目の質問者として登壇をしております。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきありがとうございます。

また、モニターにて御視聴の皆様にもこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて今回は、ちょっと目に止まった記事がありましたので御紹介をしたいと思います。

ニューヨークの街には1回も出たことがありません。こう語るのは、野球界のスーパースター大谷翔平選手です。大谷選手はこのほかにも飲み会の誘いは基本断っていたり、趣味は睡眠、休日は自宅で寝続けたり、練習をして寝て食べて練習するの繰り返しだったり、二刀流という異次元の挑戦のために、徹底したストイック精神を維持している選手でもあります。メジャーリーグの有名選手となれば、お金も名誉も全て手に入るにもかかわらず、大谷選手はそんなものには見向きもせず、ひたすらストイックな生活を送っているのです。

一方、今の日本社会はどうでしょうか。私たちを取り巻く現代の日本社会を見てみると、大谷選手とは正反対の今だけ金だけ自分だけという生き方をしている人たちを多く見かけませんか。例えばフェラーリを乗り回し、六本木ヒルズに住んで、俺はビジネスで成功したと自慢げに話すような拝金主義者が出てきたり、国民生活に大きな被害が出る一方で、自らに利がある主義主張を平然と繰り返す政治家や官僚が出てきたり、経団連のような日本人を犠牲にしてまで経済界のためにだけ利益を誘導する団体が出てきたり、さらにあなたのすぐ身の回りにでもこの世は金だと豪語している人、贅沢することが人生の豊かさだと思っている人、お前が貧乏なのはお前のせいだと自己責任を言い張る人。こんな連中のせいで社会腐敗は加速し、今日本は駄目になってい

るのです。こんな連中のせいで世の中が貧しくなっています。

例えば、結婚できない若者が増え単身所帯数は国民の4割を占め、非正規雇用が増え雇用の約4割を占め、労働者の賃金は上がらない、デフレ経済の影響など、資本主義の成れの果て自身中心主義に侵されてしまった結果、日本の貧困化が加速しています。これも政治の責任ではないでしょうか。

本題に移ります。

今回私は、1項目めに和水町選挙管理委員会の職務と行政の役割について、2項目めにまちづくりについてを質問いたします。

まず、和水町選挙管理委員会の職務と行政の役割について。

質問の要旨は、令和4年3月の和水町町議会議員選挙後、複数の町民より当選疑惑解明の申立てがあり、当時新聞等でも報じられました。これまで議会として選挙管理委員会への調査や、全員協議会での審議等は実施していない。疑義が指摘された場合は、選挙管理委員会は公正かつ適正に業務を推進し解決しなければならない。私は多くの住民から真相解明の要望を受けている。議員として、住民の皆さんへの説明責任の義務があり、疑惑の点について真相解明が必要であると考え、改めて選挙管理委員会の職務と町行政の一連の役割について問いたいと思います。

まず第1番目に、被選挙権の住所要件について。

2、選挙人名簿を管理する選管と町の行政事務の業務体制について。

3、当選後も長期間居住していなかった件の対応について問う。

4番目、立候補時の宣誓書について問う。

以上であります。

執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。

この後は質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

本日は、4名の方の一般質問が予定されております。傍聴席や、テレビのモニターにて傍聴されていらっしゃる町民の皆様、お忙しい中足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、秋丸議員からの御質問に対し答弁を申し上げます。

質問事項の1、和水町選挙管理委員会の職務と行政の役割について。

質問の要旨、令和4年3月の和水町議会議員選挙後複数の町民より当選疑惑解明の申立てがあり、新聞等でも報じられた。これまで議会として選挙管理委員会への調査や全員協議会での審議等は実施していない。疑義が指摘された場合は、和水町選挙管理委員会は公正かつ適正に業務を推進し解決しなければならない。私は、多くの住民から真相解明の要望を受けている。議員として、住民の皆さんへの説明責任の義務があり、疑惑の点について真相解明が必要であると考え、

改めて選挙管理委員会の職務と町行政の一連の役割について問うについてお答えします。

選挙が公正に行われるように管理する機関として、国には中央選挙管理委員会、都道府県及び市町村にはそれぞれ独立した行政機関として、選挙管理委員会が置かれています。

このうち、町の選挙管理委員会では、町議会議員や町長選挙に関する事務を管理し、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務及びこれに係る事務を管理することとなっています。議会で選挙された4人の選挙管理委員と事務を執行するため、町に選挙管理委員会書記が置かれています。選挙管理委員会書記は、選挙を執行するための事務のほか、選挙人名簿の調製や、有権者の政治意識を高めるための啓発事業などを行っています。

質問の要旨（1）から（4）の詳細につきましては、和水町選挙管理委員会書記長を兼ねます総務課長より答弁いたします。

以上になります。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） それでは、秋丸議員の要旨の（1）から（4）についてお答えをいたします。

まず、質問の要旨（1）被選挙権の住所要件について問うについてお答えをいたします。

被選挙権は、住民の代表として町議会議員、また町長につくことのできる権利となります。公職選挙法で規定がありまして、一定の資格、また備えていなければならない条件として町議会議員、町長は、まず日本国民で満25歳以上であることが必要となります。このほかの条件としまして、町議会議員につきましては当該選挙の選挙権を有することが条件となり、選挙権と同様の住所要件が必要となっております。選挙権は住民の代表を選挙で選ぶことのできる権利であり、備えていなければならない選挙権の条件としましては日本国民であること、また年齢が18歳以上であることが必要であり、この条件のほかに町議会議員、町長選挙については引き続き3か月以上和水町に住所を有することの住所要件のほうがございます。よって、御質問の町議会議員の被選挙権の住所要件につきましては、引き続き3か月以上和水町に住所を有することとなります。

続きまして、（2）選挙人名簿を管理する町の行政事務の業務体制について問うについてお答えいたします。

選挙人名簿の調製期間は、公職選挙法の第19条第2項のほうで町の選挙管理委員会であることから、名簿への登録をはじめ、表示の削除、登録の抹消等、全て選挙管理委員会によって行われることとなります。選挙管理委員会は議会で選挙されました4人の委員をもって組織をされております。現在の委員の方の任期は、令和4年5月8日から4年間となっております。また、この選挙管理委員会の事務を執行するために設置された書記につきましては書記長が1名、書記が3名の合計の4名体制となっております。

続きまして、要旨の（3）当選後も長期間居住していなかった件の対応について問うについてお答えをいたします。

令和4年3月の選挙につきましては、選挙日の翌日であります令和4年3月28日に当選の通知及び告示を行い、その後14日間の異議申立て期間をへて選挙の効力及び当選の効力については4

月の11日で確定をしております。選挙の効力、当選の効力の確定後につきましては個別案件の対応ではなく、選挙管理委員会の通常業務であります3月、6月、9月、12月の定時登録や、選挙時登録の選挙人名簿を調製する職務の中で居住住所要件等に対応をしております。

最後に、(4)立候補時の宣誓書について問うについてお答えをいたします。

立候補時の宣誓書につきましては、公職選挙法が一部改正され令和2年9月10日以降に告示される選挙により、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に、当該選挙の期日において住居要件を満たすものであると見込まれることを追加して宣誓することとなっております。この改正は、令和元年の統一選挙の一部の選挙におきまして、住民要件を満たさず当選を得られないことを承知の上で立候補するような案件が生じたことを踏まえ、地方分権改革の中で公職選挙法の改正が行われたものとなっております。虚偽による立候補届を行うことを抑止し、有権者の1票を無駄にしないため届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書となります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 答弁ありがとうございました。

では再質問に入ります。その前に、私は町民目線で質問を行ってまいりますので簡潔明瞭に、そして誠実に町民の皆様に分かりやすく御答弁をお願いしたいと思います。

それでは再質問に移ります。

この件につきまして、当時熊日の報道によりますと、公選法では町議選の候補者は町内に3か月以上の居住が必要と規定。総務省選挙課は、住所の有無ではなく、町内に居住実態があるかどうかの問題となっております。町内に生活実態がないため被選挙権がなく、公職選挙法に違反するので当選無効ではないかという案件でありました。そういうふうに認識しております。

ではお尋ねします。先ほど被選挙権の住所要件について答弁がございました。

まずその前に聞いておきたいことがありますので、まず当時の熊日新聞の取材に町選管から、当選後町内に居住するのであれば問題ないと説明されたと表明されていますが、当時、選挙前に立候補者側から選管に、町内に居住実態がない旨の不在住の申出はありましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず立候補の説明会、また届出書の申請の前に相談のほうは選挙管理委員会にあっております。  
以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） なぜ町内に居住実態がなく、選挙権が得られたのか。まさにそのことが住民の皆さんが疑問視されている点です。選挙権を与えた、住んでいない人が与えられたということはどういうことか説明してください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まず、この選挙の確定でございますが、先ほどまず選挙の確定につきましては、選挙管理委員会のほうが選挙長というのを選任しております。届出書の受理等も全て選挙長のほうで選挙会等を開催して決定をしております。その後3月27日に選挙がありまして、投開票全て集計した後3月27日に選挙会を同日に開催しまして、選挙長のほうから異議申立て等がないということで、当選の効力のほうを報告をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 私は聞きたいのは、町内に居住実態がないのにどうして選挙権が得られたのか。その要因は何かということを知りたいんです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

これにつきましても、選挙届出書の受理及び選挙の開票結果につきまして、選挙長等のほうで受理をしまして、調査をされまして、最終日の3月27日の選挙日におきまして住所要件または票の確定等を行った上で異議申立てがない、選挙会でないということで、当選人のまず報告をしております。その後先ほど言いましたとおり、28日から14日間の異議申立てを行いましてその14日間でも何も異議がなかったということで、3月に異議申立て期間の終了後、当選のほうで確定しているということとなっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 私はそういうことを聞いていません。住んでいない、要件を満たしていないのに、どうしてその満たされたかっていう、それは何かということですよ。分かりますか。説明してくださいよ。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） すみません。ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず届出を出されるときに一番最初の再質問で答弁しましたとおり、御相談がっております。その相談につきまして、選挙管理委員会のほうでそれが住所要件に当てはまるかどうかの調査等をやっております。その中で、町の選挙管理委員会では個別案件等になり、本来は住民基本台帳に登録された方がそのまま選挙権があるという認識でやっておりますが、選挙権があるけど、実態がないというような個別案件につきましては選挙管理委員会のほうで、まず調査をしております。その中で総合的に判断しまして町選挙管理委員会ではその申出書を受理し、そして先ほど申しましたとおり選挙長のほうが今回の立候補の届出書をまずもって受理をしております。あとは選挙長のほうから、町または選挙管理委員会にその選挙までに何か変更等があれば申出をくださいというような通知文も選挙長のほうからいただきまして、最終的には先ほど申しました3月28日の当選の告示の後、14日間の異議申立てがないということで選挙の確定ということになっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） おっしゃることは分かりますけど、僕が聞きたいのはどういう調査をされたんですか。どういう調査をして被選挙権を認められたかということ。そこを聞きたいんですよね。どういう調査をされたんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、一つ先ほど言いましたとおり、県選、県の選挙管理委員会等へのいろいろな意見の照会等をいただいております。その後は該当の候補者の方に対しまして意思の確認等を行っております。それによりまして個別的な案件ということで総合的に判断しまして、この住所要件があるということで決定といいますか、確認をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 今課長のほうから、県に問い合わせたということではありますが、どういうことを問い合わせられたんですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

具体的な内容につきましてはなかなか回答ができない部分がありますが、一つは先ほど言いましたように、基本台帳に載っているが、実際にいろいろな理由で住んでいないと。そういう場合

はどのような判断をしたらいいかというような、ちょっと抽象的な答えになると思いますがそこを県の選挙管理委員会のほうにはお聞きをしております。それを伴いまして御本人様から聞き取りを行った上で選挙権があるということで判断をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 何か答弁が抽象的で分かりません。これは本当悲しいことなんですが、当時災害に遭われているということでお聞きしておりますが、避難をされているという状況だったと思います。その辺のところは何か協議か何かされましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま秋丸議員が質問されたとおり、個別案件につきましては御本人様から聞き取りをしておりますので、詳しく内容まで聞き取った上でのヒアリング、また県への照会をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 県に問い合わせをしたということで判断したというふうに今言われましたけど、何かその内容というのは公開できないんですか。別に全部公開せよとは言いませんけど、要点だけよかったら。こうあったから、被選挙権を与えたとはっきり何かなんていいいますかね、皆さんに分かるように言ってもらったらどうですか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず一つは、災害等による生活実態が今現在町にないということで選挙権の有無について照会及び回答のほうをいただいております。そこで聞き取った内容としましては、災害等で一時避難をしたと。その後状況としまして元に戻るといいますか、町内のほうに戻る意思があるかどうか。その辺を御本人様のほうには聞き取り等を行いまして、選挙権があるというようなことで認めることで判断をしております。言うならば今現在は一時的な避難であるが、将来的には町のほうに戻る意思があると。住民基本台帳は移動してありませんので、そのまま住民基本台帳には載って

いと。それを総合的に判断した結果、選挙権を有するというで判断をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 答弁ありがとうございます。そこをちょっと聞きたかったんですよね。

一時避難をしているとの理由で被選挙権を認められていますが、そもそも選挙管理委員会は選挙前に、被選挙権の資格を認定するなどの権限はあるんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

もう1回。もう1回すいません。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 選挙前に、あなたは被選挙権がありますよってという認定をできるのかということですよ。選挙前に。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

認定というのをその選挙前にしていいのかというような御質問だったと思いますが、先ほども言いましたとおり、この選挙に関しましては選挙長というのをまず立てます。その選挙長の業務というのが届出書いうならば立候補の届出書を受理するというのがまずもって発生いたします。その後、先ほど一番最初の答弁で言いましたとおり、選挙が終わりまして開票も全て終わって、そこでこの選挙が効力があるのか、当選人が誰なのかというのは、最終日で決定しておりますので、選挙の前にそれを認定したから認定するとかではなく、最終的には最終日3月27日の選挙会で、選挙長の報告により確定をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） これは昭和36年の最高裁の判決なんですけど、この公職選挙法の規定によりますと、届出の文書につきましては形式的な審査をしなければなりませんけど、候補者となる者が、被選挙権を有するか否か等の自主的な審査をする権限はないとここに書いてあります。ただし、被選挙権の有無は開票に際し、開票会選挙会において立会人の意見を聞いて決定すべき事項であると解釈しております。

そういうことでその点はもう1回聞きますけど、認定というのは、相談があったから県に聞いて一時避難ということで、いいですよという認定をしたということが、ちょっと法に触れるんじゃないかということですよ。その点どうですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まず、選挙の前の段階では、先ほども申しましたとおり、届出書

を受理といいますか認定といいますか、認定ではなく受理をして受付をしておると。だからそれを調査して、それが決定ですよということは、先ほど申しましたとおり開票日3月27日に開票しておりますので、その後、選挙長のほうから開票を宣言をいたしまして、開票が終了した後、選挙会を同日その場で開いております。そこで認定して確定ということで、あくまでも届出書のときはまずは受理だけ。受理をして詳細までの審査というか、認定までということではありませんので、最終的な決定は開票後の選挙会。ここで立会人と選挙立会人等を含めました選挙会を開き、選挙長のほうで報告をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） これは住民の方の疑問の声ですが、一時避難という文言ですが一時避難の定義というか、一般論として避難期間の考え方及び定義というのはどういうふうに考えておられるかを質問したいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいま一時避難の期間をどのように定義しているかというような御質問だったと思いますが、それにつきましては個別案件でそれぞれ違うと思いますので、具体的に何年とか何か月とかというのは決めておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） ちょっと僕資料をちょっと寄せてますけども、ちょっと御紹介したいと思いますね。

例えば大震災、東日本大震災とか、阪神淡路大震災というふうな大規模の被害であっても、阪神淡路大震災では避難所の閉鎖までには6か月かかっております。東日本大震災では、岩手県では7か月、宮城県では8か月を要したというふうに書いてあります。時間軸で捉えた場合は一時的に災難を逃れるための避難が一時的な避難と、これは総務省のホームページに掲載されております。居住地と異なる場所での生活を前提とした長期的な避難に整理できるんじゃないかなど。一時的な避難と長期的な避難ですね。これに整理できるのではないかというふうに書いてあります。長期避難というのは、住宅が地震や火事とかで全焼して家がなくなった場合、新たに住宅を得るための資金が調達できない人が仮設住宅等に入るわけですね。仮設住宅の居住期間も約2年と決まっております。そういうことで今回の場合は、一時避難じゃなくて長期避難じゃないですかというふうに考えておりますが、その辺のところはどう考えておられますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、自然災害とかいろいろ災害によって長さ等は違うと思います。よって先ほど申しましたとおり個別案件、それぞれの案件を、やはり調査といいますか聞き取り等を行った上でその期間のほうは決定をしていくものと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） ありがとうございます。私はこれ以上突っ込んで質問することはできませんので、議員の自分には調査権はありません。このたびは質問のこのやり取りの中で、住民の皆さんが少しでも疑念を払拭できるよう私が住民に成り代わって質問をしています。御理解の上よろしく願います。

次に、選挙人名簿を管理する選管等町の行政事務の業務体制についてということで、お尋ねをしたいと思います。

住民課長にお尋ねします。

これは一般論ですが、町は当選後議員が長期間、町内に居住実態がないということを知り得た場合、住民基本台帳は変更されますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、住民基本台帳の取り扱いでございますが、住民基本台帳法に基づいて行っております。

第8条に、住民票の記載、消除または記載の修正は届出に基づき、または職権で行なうものとするというふうな規定になっております。基本的には、いろんなそういった取り扱いの解説を見ながら判断することにはなろうかと思いますが、実際該当者の方から、実際いらっしゃるのかとか、どういう状況かということを知り取った上で、仮に職権で消除することも可能なんです、そういった本人さんの意向とか状況を十分確認した上で、まずは届出の義務っていうのが一義的に課されておりますので、届出を促すということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 住民基本台帳の正確な記録を確保することが目的であるということですが、今申し上げました、例えば居住実態がなくなったのを町が知り得たとき、その担当課は基本台帳を変えるということをしなければならないと私は思っているんですが、その辺のところは知った場合は直ちに事情聴取というか、該当者について是正するというふうなことは随時なされるんですか。それとも何か届出が形式的でないのであればしないんですか。どうなんですか、その辺のところ。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 居住実態がないということで、基本的には届出が基本ということではございますが、中には行方不明だったりする方もいらっしゃいます。そういった場合は職権消除をやるんですけども、十分調査した上でそういった対応をするということになりますので、実際連絡のつく方はそういったいらっしゃらない事情を確認するとか、先ほどから一時避難、長期避難とかいう言葉が出ておりますけども、一時なのか長期なのかとかそういった聞き取りをしながら判断することになろうかと思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） それでは選管にお尋ねします。

選挙人名簿の作成は、住民基本台帳から反映されるようですが、確認登録更新は年何回ほど行われますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど第一答弁と申しますか、最初の答弁で言いましたとおり3月、6月、9月、12月の定時登録というのがあります。それと選挙が開催されるときには、その選挙時登録ということで選挙の前に登録のほうを行います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） それでは、町選管は年4回の定期登録や選挙時登録時点で、選挙人の住所に居住実態がないと知れた場合は、住民基本台帳と照合し不備の有無は確認されるのですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、住民基本台帳を基本としますので、先ほど住民環境課長から答弁がありましたとおり戸籍のほうでまずその住民基本台帳が変更があれば、申出等もそちらのほうで受付をされると思えます。よって選挙管理人のほうで話を聞いた場合そういったのを先にするっていうことはありません。

以上です。

すみません、戸籍じゃなく住民票です。住民票の登録ってというのは住民環境課のほうで行った後になると思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君）　ということは、選管が主導してするという事じゃないということですか。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君）　御質問のとおり、選挙管理人が主導ということは定時登録等ではありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君）　それでは当選後もこれ全部の議員に当たりますが、当選後も長期間居住していなかった件の対応についてお尋ねをします。

そもそも災害等で余儀なく住所変更した場合は、14日以内に異動届を出さなければならないと法律で定められていますが、住所変更をせずに当選後、議員となって長期間町内に居住していない事例の場合、住所を有しなくなって4か月経過したものが選挙人名簿を抹消されることを踏まえて、町選管は定期登録時及び選挙時登録時において、選挙人名簿抹消のための確認を随時行っているのですか。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

これにつきましても先ほど1回目の答弁で答弁しましたとおり、当選が確定しました後は、3月、6月、9月、12月の定時登録時で選挙管理委員会のほうは、住民基本台帳を基とした選挙人名簿のほうの調製等を行っております。先ほど答弁しましたとおり、基本台帳の変更がなければ、選挙人名簿にそのまま載りますので答弁が重なるかもしれませんが、住民基本台帳のほうで変更があれば、当然選挙人名簿のほうも調製、変更等も行われることとなります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君）　そうしますと、住民基本台帳がそのままだったら反映しないということですね。そうしましたら、町当局の担当箇所の住民基本台帳をこれを変更しないといけないんじゃないですかね。そういう場合は。例えば私がそういうふうになった場合、町は何らかのアクションがあるわけだと思いますが、その辺のところはどうなっていますか。一般人じゃなくて議員ですよね。議員になって、ずっと居住実態がないということが続けた場合、町当局はどういうアクションを起こすんですか。基本台帳が変わらないと選挙人名簿は変わらんとすよね。だから元は基本台帳を変えんといかんとなかですか。その辺の業務はどうなってます。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） あくまでも住民基本台帳を管理する私どもの意見でございますが、議員さんだからどうかということとは特段ございません。住民の方、一様の取り扱いになるかと思うんですけれども、なかなか住民の異動というのが届出や通報がない限り、私どもも知り得ない情報でございますので、居住実態がないなど申出等に基づきまして、実態調査を行って必要な措置を講じているところでございます。

以上です。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 先ほどの秋丸議員の御質問にお答えいたします。

今、住民環境課長のほうから住民基本台帳の取り扱いについては答弁があったと思います。

選挙管理委員会としましては、何回も言っておりますが4月の11日で確定した後、当然先ほど御質問されたとおりの議員ということになりますので、選挙管理委員会としましては先ほどの届出時、または選挙開票時に確認しておりました被選挙権の住所要件については、委員会として当該議員のほうには聞き取り等を定期的といいますか、行っております。しかしながら先ほど今度は期間等の御質問があったとおりの、何年とかいう期間は定めておりませんので、その聞き取り等の後、内容を確認した後、選挙人名簿を抹消するとかそういう手続き等には至っておりません。確認等は随時行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 届出がなくても、実際住んでいないというふうに確認できている場合も、やはり正式に届出がない限りは、基本台帳は変更できないということをおられるんですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 届出とか通報がないとしないかと言いますとそうじゃございませんで、その疑義が生じた場合とか、そういったのも当然含まれるものでございますので、そういった事案がございましたならば実態調査に動くところであります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 答弁ありがとうございました。

次に移ります。

立候補時の宣誓書について聞きたいと思います。

一般論ですが、立候補時に提出する宣誓書に虚偽があれば罰せられると聞きましたが、それはどういうことでしょうか。私も、立候補のときに宣誓書を提出しましたが、説明会るとき宣誓書について特に詳しい説明はありませんでした。宣誓書の法的な効力とはどのようなものか、お尋ねをします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 選挙立候補時の届出書の宣誓書につきましては、候補者の方が届け出されたときに書かれた住所となります。先ほど言いましたように選管としましては、住民基本台帳に載っており、選挙人名簿のほうにそちらの住所もありますので、届出書としては受理をしております。あくまでもこれは御本人、届出を出される方が宣誓するという書類になりますので、先ほど虚偽の申請というのは当然選挙人名簿にあるかないかっていうのが、まずもって一つの判断になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） では町内に、居住実態がない住所を明記すれば罪に問われますか。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 虚偽の申請を書かれて出されたとすれば受理をしないということで、それによって選挙人名簿にも載っていないということで、その届出自体も宣誓書自体も受け付けないといえますか、受理をしないということになると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） もし、仮に偽証というか、間違ったことであれば、その罪というのはどのようなものですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問について、宣誓書の虚偽の申請という御質問と思いますが、具体的には先ほど言いましたとおり選挙人名簿と載っております場合は、そもそも届出書を受理しないと。あと、虚偽の内容につきましては個別案件等になると思いますので、それについても具体的にこういうことがありますというのはここで答えすることはできません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） では一般の住民の方が、これおかしいなど、疑義があるんじゃないかなということで告発はできるのですか。その辺のところを教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 秋丸議員、あの案件は何の。

○9番（秋丸要一君） 罪は。

○議長（高木洋一郎君） こういう趣旨だと思いますけど、宣誓書に虚偽を記載したものを受け付けなかったけど…。

○9番（秋丸要一君） 一般住民の方が、これ罪じゃないかというふうに訴えられるということ  
はできるのですか。一般の住民の方がですよ。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

選挙管理委員会として、訴え等を受ける受けないはできないと思いますので、選挙の確定した  
効力について等に関しましては一般的に言えば司法の判断になると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） いや、だから対象。例えばこれが疑義ではないかなというふうに思われ  
た方が一般の方で、一般の方が直接なんていうか訴えるというか、そういうことはできるかでき  
ないかをちょっと聞いているんですよ。

○議長（高木洋一郎君） 訴える先はどこか、選挙管理委員会にですか。

○9番（秋丸要一君） だから選挙管理委員とかが司法に直接訴えられるのか。それとも選挙管  
理委員会が中に入ってするのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

訴え等につきまして、その選挙管理委員会が今中に入るっていうのはないと思います。ありま  
せん。よって司法といいますか、個人の方がその司法のほうに直接っていうのは、またこれも判  
断によるとと思いますが、そちらのほうだけになると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） いろいろとお聞きしました。本当に私も、こういう場でこういうことを  
言うということはあまり本意じゃないんですけども、町民の方がどうなっとつとやというような  
ことでお問い合わせが来るもんですから、私も聞ける範囲で、制限がございましたけども、聞け  
る範囲で、また答弁される方も制限があったと思います。本当に申しわけなかった点はございま  
すが、やり取りの中で皆さんが判断をしていただければというふうに思います。

時間も来ましたので、私はこれで一般質問を終わらせていただきます。あの子の案件、これは  
ちょっと時間がないので、また次回12月また再度質問させていただくということによろし  
くお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、秋丸議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、亀崎議員の発言を許します。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

1 番議員の亀崎でございます。くじの順番によりまして、一般質問初日 2 番目の登壇を飾らせていただきます。

また本日は、議会傍聴に足を運んでいただきました傍聴席の皆様方をはじめ、各公民館にて御観覧をいただいております町民の皆様方に心より感謝を申し上げます。

しばらくの間、私にお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

今日もしっかりと執行部に対しまして、貴重な時間を無駄にすることなく自分の思いを伝えてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれより和水町議会規則第61条第2項の規定によりまして、さきに通告しておりました一般質問通告書に基づき、一般質問をいたします。

質問事項としまして、今回3点上げさせていただきます。

質問事項1、和水町の学校給食について。

要旨1、学校給食の調理員に欠員が生じているようであるが、離職者が増えた原因とそこから見えた現在の取組、今後の施策について問う。

これで1回目の質問を終わりますが、執行部におかれましては、答弁は簡単明瞭で結構でございます。再質問以降につきましては、質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは御質問にお答えします。

質問事項の1、和水町の学校給食について。

質問の要旨（1）学校給食の調理員に欠員が生じているようであるが離職者が増えた原因と、そこから見えた現在の取組と、今後の施策について問うについてお答えします。

現在、学校給食の調理員については、再任用職員も含め町職員8名、会計年度任用職員6名の計14名体制となっております。昨年度の9月時点と比較しますと1名の減となっており、現在も会計年度任用職員の募集を、町公式ホームページや公式LINEなどを通して行っているところです。詳細につきましては教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の質問要旨（1）学校給食の調理員に欠員が生じているようであるが、離職者が増えた原因とそこから見えた現在の取組と今後の施策について問うについてお答えします。

現在の学校給食の調理員数を、調理場別に申し上げます。

菊水共同調理場が再任用職員を含め正職員6名、会計年度任用職員3名で計9名。三加和共同調理場が再任用職員を含め、正職員2名、会計年度任用職員3名で計5名となっており、昨年度と比較しますと三加和共同調理場で1名少ない状況です。昨年度は、会計年度任用職員2名を採用し、正職員1名、会計年度任用職員3名が退職されました。また、本年度に入り6月末をもって再任用職員1名が退職されました。

離職者が増えた原因としましては、一概には言えませんが、給与面や体力の面などが原因の一つとして考えられるのではないかと考えております。

なおその後、本年8月に2名の会計年度任用職員を採用しました。現在も町のホームページや公式LINE、ハローワーク等を通して2名の募集を行っております。

また、調理業務の負担軽減や効率化を図るため、野菜を機械で切るスライサー用の歯や、大量の食材を混ぜたり刻んだりするブレンダーなどの購入を行ったほか、学校教育課の会計年度任用職員が週2日から3日程度、菊水小・中学校への給食の配送、回収業務に係る補助を行っております。

今後につきましては、調理員の約半数近くを占める会計年度任用職員の処遇改善につきまして、担当課との協議も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。それでは再質問に入りたいと思います。

先ほど、教育長並びに町長の答弁より、昨年度と今年度はじめの職員数、会計年度任用職員を含む職員数につきましては、当初三加和、菊水合わせまして5名少ない状態で一時的ではございますが欠員が生じたという状況であったというふうなことでございました。現在におきましては、8月にまた2人採用されて、現在も募集のほうをハローワーク等でされておられるというふうなところでございました。

また、今後の課題等要因につきましては、給与面ですとか体力面そういったものを上げておられました。私もやはり給与面についてはいかがなものかなというふうにちょっと思いまして、ちょっと次質問させていただきますけども、今年度、和水町会計年度任用職員募集職種一覧というのが町のホームページに掲載されておりました。そこに行きますと今年度入ったときに調理員を含みます、町で足りない方々の募集のほうに掲載されてありました。介護認定調査員、こちら福祉課ですけども日額7,310円、保育士こちらは日額7,562円、一般事務こちらが日額6,455円、そして特別支援教育支援員こちらが日額6,455円、適応指導教育支援員こちらが7,058円、部活動地域移行総括コーディネーターこちらが日額9,948円、それから介護士につきましては日額勤務

時間にもよりますけど7時間勤務で日額7,010円と記載しておりました。なお、調理員につきましては7時間勤務で日額6,352円と、現在町が募集をしている会計年度任用職員の募集の中でも一番賃金が安いのがこの調理員の方々でございます。この職種、業種によって報酬額が違うのはなぜでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今年度の会計年度職員の募集につきましては、総務課のほうで実は一括して行っております。従来までは、各課といいますか、各担当課のほうでそれぞれ募集しておりましたが、今年度に限りましては一括して募集しております。

今の報酬額につきましては、その日額で表示している部分につきましては勤務時間等によって若干違います。基本となるのは、国県が出しております最低賃金、業種別の最低賃金をベースにその時間帯で募集の金額のほうは決定しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

国が出されている業種によってその賃金の形態が違うので、それによって賃金が違うということでもございましたけども、学校の調理員さん資格とかは今申し上げましたけども、先ほどの職種の中じゃ保育士の方であれば保育士の当然資格が必要であったりとか、また介護士の方であれば介護士の資格が必要になる。当然、適応指導教育支援員の方であれば教員免許が必要になると、そういう資格も書いてございますけども、調理員さんにつきましては特段のその資格経験等は記載はされておられませんけども、調理員さんにつきましては学校教育法に基づき、月に2度程度の2回の検便検査ですとか、また健康診断の実施が法律によって義務づけられております。また仕事におきましては、毎日何百食もの給食を切って、湯がいて、焼いて、蒸して、そしてそれを抱えて取り分けてと、私たちが想像する以上にハードな仕事を子どもたちのために朝7時から、役場職員の方々が就業する前の時間から勤務に当たっていただいております。確かに資格は必要ないのかもしれませんが、私はこの調理員さんが離職した要因の一つにはその賃金の安さ、そしてほかの職種との給与面における格差、そういったものがあるのかなというふうに感じております。いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずもって調理員に限らず先ほど答弁しましたとおり、全体の募集のほうを総務課のほうで行っておりますので、その辺についてお答えしたいと思います。

まずもって一括して職種のほうが今51の職種があります。その中で51の職種がありまして先ほ

ど亀崎委員のほうからあったように、いろいろな職種で単価のほうが違っております。その中でやっぱり資格が要る部分、資格が要らない部分ありますので、調理員につきましては先ほど教育長の答弁でもありましたとおり処遇改善等を担当課といいますか総務課のほうと、教育委員会のほうと話して、その辺のことは実情は現場のほうに分かりますので、それに合わせて協議のほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

ぜひ早急にその辺を総務課並びに教育委員会のほうと御協議いただいて、一刻も早く待遇改善に努めていただければなというふうに思います。やはり私たち子どもたちを持つ保護者ですとか、また教職員の方々から、安心して子どもを預けていただけるような環境を一刻も早く整えていただきたいなというふうに思います。三加和小学校のほうでは、先ほどもございましたけども答弁にございましたが、6月末に給食の調理員の町職員の方が1名退職され、その後別の調理員さんが1日、7月ぐら이었다んですかね、お休みになられるということがございました。その際に、保護者宛に給食が一品減るということがございました。子どもたちが、調理員さんが欠員が生じていてなおかつお休みになられたと、いろんな事情があってお休みを取られたと思いますけれども、その結果、給食が一品減るというふうなことが起きました。そのことにつきまして教育委員会のほうから、町執行部のほうには町長のほうにお聞きされたのか伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

○1 番（亀崎清貴君） 教育委員会側から町長のほうにお話はあっているのか。

○議長（高木洋一郎君） 教育長、相談されたかどうか。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 調理員が足りないということは、常に町長のほうに報告しておりますが、この7月の時点出した時点で一品減ったという情報は、そのときにすぐに町長に報告はしておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 分かりました。そのとき給食が一品減った後に教育長名で給食の品が減ったことのお詫びと、併せて調理員さんが今現在不足している状況にありますよというふうな形で、保護者向けに文書のほうが配られております。町のLINEですとか、また様々な媒体で町の執行部としましては、調理員さんの補充に向けて精一杯努力されているということは十分承知しておりますけども、その後の学校給食の委員会では、調理員さんがこのまま採用されない場合は、夏休み明けから白御飯などの持参をしていただく可能性がありますよというふうな説明もあっておるといふふうに聞き及んでおります。幸いなことに先ほど答弁いただきましたが、2名程

度募集をされたということで安堵しておりますけども、やはり御飯を持参するかもしれないというふうな情報は、現在町内の保護者の方々へ結構広まっております。そしてまた今年度から町長の公約として、給食費の無償化を実現されておられます。3か月足らずでこういった形での出来事が起きているという中で、町民の一部の中には給食費を無償化せずに調理員を補充して、子どもたちにお腹いっぱい御飯を食べさせてほしいというふうな声も聞かれますが、町長そういうふうなお声は、いかがお考えになられますか。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 4月からの全額無償化と、今回の調理員の件については全く別問題でございますので、その辺りを保護者の皆様にはきちんと御説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ぜひその辺も御説明をしていただきながら、そして先ほど総務課長と教育長の答弁もございましたが、職員、調理員さんの処遇改善に努めていただければと思います。

次に、ちょっと調理場の職場環境について伺わせていただきます。

現在、三加和、菊水両調理場につきまして、調理場内にエアコンのほうは設置されておられますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

菊水共同調理場のエアコンの設置場所、台数を申し上げます。

調理室、スポットエアコンになります。3台。洗浄室、同じくスポットエアコンを1台。その他、下処理室でありましたり準備室、食品庫等それぞれ1台設置をしておりますが、エアコンの台数で申し上げますと14台になります。それに加えて扇風機を2台という設置の状況です。

次に、三加和共同調理場になります。

調理室、それから洗浄室、下処理室、休憩室、それぞれ1台の合計4台になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。すいません、菊水のほうはスポットクーラーのみなんですか。それともエアコンは調理場内とかには設置してあるんですか。

また、三加和調理場には調理室に1台あるというふうなことでございますけども、学校給食法によっては毎日温度を測るように義務づけられていると思っておりますけども、室温の変化、調理をされている前、後、そういったところはどのように管理されているのかお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 亀崎委員の御質問にお答えします。

まず、調理室のスポットエアコンの3台設置しております、スポットエアコンのみです。このスポットエアコンはもう冷風を送るといようなもので、室温を制御するものではございません。それから温度の管理については前後やっているということです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ありがとうございます。エアコンのほうはスポットクーラーで菊水調理場は対応されていらっしゃる。温度につきましては、毎日検温をされていらっしゃるということでございますけども、エアコンは私はスポットクーラーというか普通のエアコンをつけてあげたほうがいいのかというふうに思います。じゃないと今毎日のように全国で熱中症で救急搬送とかなっておりますよね。そういった中で、熱中症も室内におられて搬送される方もいらっしゃいます。調理場というのは、先ほども申し上げましたけども、やはり火や油、そういった形で非常に、朝は大丈夫だと思うんですけども、調理をしだしてからは熱気が充満すると思います。

また、調理員の方々は衛生上の理由で長ズボン長袖、それから帽子にマスクというふうに非常に衛生面に徹底をされておられます。そういった中での管理をされる、調理をされるというところでの暑さ対策、そういったのは非常に大事なというふうに思いますけども、現在分かる範囲でも構いませんので、その調理場内における暑さの対策、そういったのがもし分かれば教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の質問にお答えします。

確かに菊水の調理室のほうは部屋の温度がかなり上がっております。今されているのはネッククーラーですか、そういうものをして調理してはどうかということで、今実験的にそういうものを使いながらされているところです。ただ表面にこう見えて装着できませんので、その辺も併せてどのような対応ができるかということを考えております。

それからエアコンにつきましては、来年度の予算に計上しようと今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 教育長答弁いただきました。文科省が公表しておりますのを拝見しますと、公立学校の施設の給食調理場の乾式導入率、単独調理場で31.9%、共同調理場で52.7%となっております。また給食調理場の調理室の空調設置率は、単独調理場で66.5%、共同調理場で77.3%となっております。これ全国平均でございます、熊本県内の公立小・中学校150校のうち、エアコンがあるのは59校。先ほどもありましたけど菊水のほうにはついていない。三加和の

ほうにはついているけども1台というふうなことでそこが充足するのかどうか分かりませんが、県内においては150校のうち59校、設置率39.3%というふうに全国平均でも大きく下回っております。

一方で、学校給食法第9条第1項の規定に基づき定められております、学校給食衛生管理基準におきましては、ドライシステムを導入するよう努めること、調理場は温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めることというふうになっております。

また、文科省も給食調理場の整備については、学校給食施設整備事業として経費の一部を補助する目的で、学校施設環境改善交付金などが設けてあります。ぜひ、執行部におかれましてはこういった交付金を活用されて、一刻も早く調理場の職員の皆様方が健康面への配慮、それから安全な職場環境の整備のために、一刻も早く整備していただければと思います。よろしく願いいたします。もう一度お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 答弁があれば。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員、御意見ありがとうございました。先ほど言われましたように、安心・安全な給食を提供するのが一番でございます。そのためには調理員が健康でなければ安全な給食は提供できませんので、体調面も考慮しながら早急に進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ぜひ先ほども申し上げましたけども報酬の引き上げ、そういったものを教育委員会執行部のほうで御協議いただきながら、離職者の低減に努めていただきますとともに、調理場内の職場環境の一刻も早い整備、早急に図っていただければと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、部活動の地域移行について。

要旨1、本町での中学校部活動の地域移行に向けた現在の取組と、今後のスケジュールについて問う。

要旨2、地域移行を行う上で必要不可欠な社会体育施設の整備状況について問う。

○議長（高木洋一郎君） まず、要旨1の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、お答えします。

質問事項の2、部活動の地域移行について。

質問の要旨（1）本町での中学校部活動の地域移行に向けた現在の取組と、今後のスケジュールについて問うについてお答えします。

スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に国の考え方を示したガイドラインを示しました。熊本県においても、令和5年の4月に休日の部活動の地域移行の実現に向けた、総合的そして計画

的な進め方を示しました。熊本県公立中学校における、休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定しております。これを踏まえ、和水町では中学校部活動の地域移行に向けて、和水町部活動検討委員会を令和5年の5月に設置し、今後の在り方や望ましい部活動の環境整備について協議及び検討を行い、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 追加答弁はありますか。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の質問要旨（1）本町での中学校部活動の地域移行に向けた現在の取組と、今後のスケジュールについて問うについてお答えします。

教育委員会では、令和4年度に先進地からの情報収集をはじめ、小・中学生や中学校の教職員を対象にしたアンケート調査、保護者説明会を実施しました。また町内のスポーツクラブ団体及び中学校部活動外部指導者との意見交換会を行いました。今年度5月に和水町部活動検討委員会を設置して、5月と7月に会議を開催し基本的な方針や今後の取組などについて協議をしております。

また、6月に中学校の外部指導者の方と、また7月に町内団体の代表者の方と意見交換会を実施して、部活動の現状や地域移行に向けた課題等について協議をしました。

今後のスケジュールとしましては、保護者へ説明会を今月末に行い、検討委員会の中ではどのような運営形態が和水町に適しているのかなど協議をしていく計画で、年内には運営形態や経費などについて決定できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） すいません、私が要旨1と要旨2まで申し上げてしまいましたので、2の答弁は。

○議長（高木洋一郎君） すいません、失礼しました。執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 申し訳ございません。質問の要旨の2、地域移行を行う上で必要不可欠な社会体育施設の整備状況について問うについてお答えします。

地域移行を行うに当たりまして、使用する活動施設については、学校施設、そして社会体育施設の使用を考えています。社会体育施設におきまして整備が必要な部分につきましては、和水町公共施設個別施設計画に基づき、また部活動検討委員会の御意見も踏まえながら整備計画を作成し、優先順位、そして費用対効果などを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の質問要旨（2）地域移行を行う上で必要不可欠な社会体育施設の整備状況について問うについてお答えします。

現在、菊水中陸上部が主にグラウンドの社会体育施設を使用しておりますが、野球部やバドミントン部など、ほとんどの部活動は主に学校施設で行われている状況です。和水町部活動検討委員会では、国や県が現在示しております休日の部活動移行について、令和6年度から地域移行できるように協議を進めているところであり、検討委員会で平日と休日の活動場所については、道具の運搬などの課題が出てくるため、基本は平日と休日は同じ場所で部活動を行う方向性で検討しております。ただし休日に学校施設を利用するとなると、鍵の開け閉めなど管理体制への課題が出てきますので、今後どのような方法で管理をしていくのかも含め検討していきたいと思っております。

また、平日部活動の地域移行についても、来年度から具体的な検討を行っていきますので、どの部活動が、どの施設、またどの場所が適しているのかなども協議し、学校施設の活用も踏まえながら、必要となる施設整備については整備を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

まず初めに要旨1について再質問のほうをさせていただきます。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインにつきましては、本年度から令和7年までの3年間を改革推進期間というふうに位置づけて、部活動の休日につきまして各地域の実情に応じて、可能な限り早期に地域連携、地域移行を目指すというふうに示されておられます。

先ほど、答弁の中で来年度から今年度様々な検討委員会、また各種団体への報告、そして今後については保護者に説明を図りながら、来年度からの休日の部活動の地域移行に進めていきたいというふうな御答弁でございましたけども、3年間の改革推進期間が設けてございますので、私はその休日の移行については、よその市町村、先進的な取り組みをされている自治体もございましてそういったところを見ながらでもいいのかなど。今が9月でございますので、残り半年でそういったものも全てクリアにしながら休日の部活動をスムーズに持っていけるのかなというふうに、私はちょっと不安に思いますので、私はちょっと期間をもうちょっと長く設けて休日の部活動の移行についてはもうこれは国が示しているところなので、実現していかなければなりませんけども、もうちょっと長めに見ながら円滑に進められるように考えてはいかがかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 現在、来年度に向けて進めておりますが、検討委員会の中でももう少し審議を図ったほうがいいのか、検討したほうがいいのかという御意見も伺っておりますので、それも踏まえながら一応6年度を目指してはいきますが、検討委員の皆様のお話を聞きながら、また外部指導者との意見も聞きながら進めてまいりたいと思

います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ぜひそういった検討委員会のメンバーの方ですとか、様々な団体の方々、保護者の意見も酌み取りながら、もう本当に小学校の部活動の廃止もそうだったですし、今回の地域移行、とりあえずはその休日でございますけども、その後の平日にも地域移行も目指されると思いますけども、やはり保護者ですとか子どもたち、そして教職員の方々が不安に思わないような形で、せっかくやるなら円滑にスムーズに、そして皆さんが望まれるように持っていただければと思います。そして併せて熊本県当たりの動向、そういったものも注視しながら職員を先進地へ派遣されたりとか、隣の南関町がモデル事業というふうな形で熊本県では南関町さんと高森町さんですかね、二つの自治体が国から先行的に受けておられます。そういったところもございますし、全国見渡せばいろんな自治体で先進的な取り組みされていらっしゃる場所があるかと思っておりますので、ぜひそういったところも参考にされながら誰もが望まれる形を形成していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 国からも様々なモデルパターンが示されておりますので、和水町の実態にはどれが適しているのか、そういうのも含めながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

次に、要旨2の社会体育施設の整備状況についてお尋ねさせていただきます。

地域移行を行う上で必要不可欠なのが、先ほど主に学校辺りを利用しながら進めていかれる、一部のスポーツについてはグラウンドですとか使われるというふうなことでございますけども、やはり課題として先ほど教育長も言われましたけども、鍵の取り扱いですとか、外部の大人たちが学校の中に入ってくるというふうなこともございます。そういった中で、そして休日の試合を行うってなってくるとやはり学校じゃなくて和水町の町民グラウンドであったり、三加和グラウンドであったり、また町の体育館であったり、三加和スカイドームであったり、そういった施設を利用しながら部活動の試合を行ったりとか、また練習をされたりとかというふうになってくるのかなというふうに思います。そういった中で、ちょっと今回質問させていただいたのはやはり移行期間が3年というふうな中で、お話だけは前にもう来年から実施しますよ、休日は来年からいけますよ、平日の体育地域移行は再来年からやっていますよ。でも実際のそのハードの面、施設のところを見たときに、じゃあやっぱり学校では検討した結果難しいけん、じゃあ町の社会体育施設でこの部活動はやってもらいましょうってなったときに、その施設がちゃんと整備され

ているならいいんですけども、その整備が私はちょっと不十分なのかなというふうなところが  
いま見えましたので、ちょっと今日質問をさせていただきます。

例えばスカイドーム内にバスケットゴールがございます。今、テレビでは本当にバスケットが  
にぎわいを見せております。本当に今度パリオリンピックに出場権を自分たちの力で勝ち取られ  
たと。本町もこれまでプロのバスケットボール選手の輩出など、本当にバスケットを小さい頃か  
ら部活動などで行う土台がございました。現在も週末は様々な場所で試合が行われておりますけ  
ども、バスケットゴール、面はスカイドームに入られると奥にありまして、固定式が上に一つあ  
りまして、その後縦に2面取れるようになってるんですが、可動式のバスケットゴールが一对し  
かないんですよね。そうするとバスケットの試合とかをしようかとするときに1試合しか予選が  
できないんですよね。そうなるとうちでもスカイドームで試合を行いたいというふうな団体で  
すとか、また事業者があったとしても、この町の施設は1試合しかできんならもう予選会が難し  
いけん、ほかのところを使いましょうみたいな形になるわけですよね。でもコートとしては2面  
できるようにはなっておるんですけども、私はそういったのもやっぱりぜひ整備していただき  
たい、もう一对購入していただくとかしていただいて、せっかく2面コートを作っているのに、そ  
れを行えるゴールがないってなるとなかなかちょっと使うほうも使い勝手が悪いのかなと思  
います。スカイドームも座られると分かるんですけど、観客席が周りにありまして、観客席も1人1  
人の観客席に余裕がある程度取ってあります。ほかの地域の体育館、町の体育館、市民体育館、  
そういったところに行かれると分かりますけど、1人1人の席がものすごく狭くなっています。  
でも、本町のスカイドームについては1人1人の間隔を十分取ってありますので、非常にこの町  
で試合をしたいというふうな方々、非常に多くお声をいただきます。ぜひ、地域移行に向けてそ  
ういった形の施設の整備、そういったものを考えていただければなというふうに思っております  
がいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、スカイドームのバスケットのゴールですけども、今移動式のゴールが2セットあります。  
1つにつきまして電動式のものがありまして、もう一つのほうが安全性がちょっと適していない  
というゴールがありまして、実際使用できるのがその1セットということでありまして。その整備  
につきましては、今後また部活動検討委員会の中でも協議をしていきながら、今後の利用状況を  
考えて整備を進めていく管理については検討をまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。あと併せてスカイドームの下にテニスコートがご  
ざいます。こちらは、もう多分何年も前からずっと多分お願いをいろんな人たちからされていら  
っしゃると思うんですけども、テニスコートにトイレがないんですよね。そうすると、テニスで

練習をしたりとか、また試合を行ったりとかしたときに、必ずあそこの坂を登ってスカイドームの中まで入ってトイレをしなきゃいけないと。やはり非常に不便が悪いというふうなところがございまして、やはり早急にやはりトイレの設置、そういったのも費用がかかるところではございますけども、今後の社会体育移行を進めていく上でそういったのも非常に考えていただければと思います、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

まず、テニスコートのトイレの利用につきましては、スカイドーム内のトイレ、それとグラウンドのトイレのほうの使用をお願いをしているという状況です。トイレの設置については、町の全体的な社会教育施設の中での整備として計画を立てて、今度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ぜひ御検討いただければと思います。

あともう一点、社会体育施設の件でお話をさせていただきますと、三加和グラウンドの右奥、農業就業改善センター側のほうになるんですが、のり面が崩落しております。昨年大雨によって右奥ののり面が崩落して、その上にある里道が通行できないというふうな状態になっております。昨年度から早急に対応していただくよう執行部のほうにはお願いをしておったんですが、未だに対応はされておられないというふうなところでございます。三加和グラウンドは町の財産でございますし、その財産を適正に管理することが執行部の務めでございます。にもかかわらず現在まで放置をされておられるというふうな理由について少しお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 議員の御質問にお答えします。

先ほど三加和グラウンドの一部ののり面が崩落をしているということですが、ちょうどこの部分が里道が通っておりまして、里道の一部のところとグラウンドのほうの高低差が高くありまして、現状を見た限りでは里道を通るものについては支障は少なからず可能であるというふうに判断をしております。また安定勾配も今のところしっかりしておりますので、ちょっと現状の様子を見ながら、今後について検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 町の財産であるグラウンドののり面が崩落しているのに、それを管理をせずにそのまま放置をされておられると。町民の方々からも早急に改善をしてほしいというふう

な御要望があるにもかかわらずされておられない。答弁では、取りあえず里道が通れるからというふうな答弁でございましたけれども、里道の上のほうの要は里道段ですね、のり面があって上の里道、ここまで町の財産なんです。本来里道であれば、その行政区が管理するべきものでございますのでそこまで申し上げることはないんですけども。その里道の上のところまで町の財産だからこそ私は申し上げております。それは行政区で対応してくださいということであれば当然、その行政区からその里道を使われる受益者の方々から、じゃあ費用負担はどれだけだよってというふうなお話をしながら進めていかれるかと思うんですけども、町の財産だから行政区の方々は扱えないわけですよね。だからこそ町に対して早急に改善をしてくださいというふうなお願いをしているにもかかわらず、現在まで放置をされておられるというふうでございますので、それについて町長どういうふうにお考えですか。町の財産でございます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

のり面の崩壊の復旧の件については、私も今聞いたところでございます。

地域の住民の皆様とお話し合いを進めながら、今後検討してまいりたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 町長、答弁いただきました。地方自治法第238条の2項には、町長は公有財産の効率的運用を図るために、その管理については報告を求め実地については調査、その結果に基づいて必要な措置を講じるというふうになっております。ぜひ教育委員会とお話をしながら現場を報告、または自身で確認をしていただきながら適正に町の財産である三加和グラウンドののり面が崩落しておりますので、それに対して町民の方々も早急に改善を求めておられますので適正な対応を希望いたします。

続きまして、質問事項3に移らせていただきます。

質問事項3、地域コミュニティの維持と福祉の増進について。

要旨1、春富集会センターの廃止が検討されているが、センターの現在の状況と今後の取組について問う。

要旨2、地域の公民館等で行われている体操教室の実績と指導状況について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

質問事項の3、地域コミュニティの維持と福祉の増進について。

質問の趣旨（1）春富集会センターの廃止が検討されているがセンターの現在の状況と今後の取組について問うについてお答えします。

春富集会センターにつきましては、社会教育、社会福祉、その他住民の生活の維持向上のため

の便宜を総合的に供与することを目的として、昭和51年度に建設され、建設から今年度で47年目を迎えております。町では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、和水町公共施設等総合管理計画を策定し、さらに個別の施設ごとの具体的な対策内容や、実施時期を示した和水町公共施設個別施設計画を作成しています。高度経済成長期に整備された多くの公共施設は、今後大規模改修や修繕、建て替えが必要な時期を迎えています。町には、用途目的の重複した施設や、老朽化が著しい施設を多く抱えています。これらの施設を従来と同様に、公共施設の維持管理や改修、改築等を行っていくと、厳しい財政状況を逼迫することになり、他の行政サービスにも影響を及ぼすことが懸念されます。このようなことから、これまで公共施設個別施設計画に基づき、施設の性能や活用度によって継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止を行ってきました。和水町春富集会センターについてもこれらの計画に基づき、令和6年3月31日をもって施設の用途廃止を予定しているところです。

詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）地域の公民館等で行われている体操教室の実績と指導者の指導状況について問うについてお答えします。

現在、一般介護予防事業として、お茶の間筋トレ教室を町内57か所で実施しております。そのうち社会福祉協議会に31か所を委託、26か所を町で運営しております。運営スタッフは、社会福祉協議会と町にそれぞれ2名計4名となっており、週に1回約90分程度で実施し、今年度の総参加者数は364名となっております。閉じ籠もり予防や、転倒予防のための筋力アップはもちろん、認知症予防のための各種レクリエーションも取り入れており、できるだけ介護保険サービスに頼らず自立した生活を維持していくことを目的とした事業となっております。

こちらにつきましても詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

以上になります。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） 亀崎議員の御質問についてお答えします。

春富集会センターの現在の状況と今後の取組についてとのお尋ねでございました。

現在の利用団体は、お茶の間筋トレ教室が最も多く、そのほか春富校区区長会や、里づくり協議会が利用されております。利用者数で見ますと、令和4年度は延べ594人となっております。1日平均にしますと約1.6人ということになります。そのうち、お茶の間筋トレ教室の利用者が約半数の250人となっている状況です。全体の利用回数は年間75回となっております。約5日に1回利用されているということになります。

また、施設の維持にかかる経費は光熱水費が主になりまして、令和4年度は70万9,516円となっております。

次に、今後の取組についてですが、用途廃止について廃止条例を12月議会定例会で上程を予定しております。その間、区長会や施設の維持管理を委託しております商工会など、関係団体へ説明を行うこととしております。

また、可決された場合は町広報誌などで、用途廃止について住民の皆様へ周知を予定しており

ます。

なお、施設の処分につきましては、今後和水町交流財産取得処分等検討委員会で検討することとしております。

以上です。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 亀崎議員の地域の公民館等で行われている体操教室の実績と指導者の指導状況について問うについてお答えいたします。

一般介護予防教室として実施しているお茶の間筋トレ教室は、平成15年から取組が開始され、長い教室は20年間を継続されております。地域の公民館や公共施設を会場に実施しておりますが、少しずつ箇所数が増えて現在57か所となっております。参加人数は平成26年で630名を超える参加者がございましたが、最近のコロナ感染症の対策等で休止せざるを得なくなったこともありまして参加者が減少している現状です。現在364名、65歳以上の人口の約9.2%の参加率となっております。教室は週1回で約90分間の内容となっておりますが、内容は血圧測定や体調管理をした後に、呼吸法やストレッチ体操から開始して行ってまいっております。途中、水分補給や休息を行いながら進めてまいります。誤嚥予防のための口腔体操や頭の体操ということで兼ねましてレクリエーションを行ってまいります。転倒予防の筋力アップのみならず、楽しく会話することで、閉じ籠もりや認知症予防の効果も図っております。また地域の方々同士のコミュニケーションの場にもなっており、週1回の教室を楽しみに参加されている状況です。指導者は社会福祉協議会と町にそれぞれ2名、計4名となっております。教室への指導は1週おき隔週で行っております。指導者が行かない週は参加者でCDをかけていただきまして、その仕様で自主運営をしていただいております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。先ほど答弁で春富集会センターについては、来年の6月31日をもって廃止が予定されておるというふうな答弁でございました。築年数が47年を経過して老朽化して、今後の維持継続が非常に困難だということなどございましたけれども、今先ほどの答弁の中で、非常に現在はお茶の間筋トレ教室とか、そういったものの利用が非常に多かったというふうなことでございました。まず、そういった地域の方々利用されておられる春富集会センターの機能移転、こちらのほうについてどのようにお考えであるのかお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の御質問についてお答えします。

機能移転先についてということでお尋ねでございました。

公共施設個別施設計画では、春富集会センターは耐震性の不足や稼働率が低下しているため、

耐用年数の満了をめどに取り壊しを行い、旧春富小学校の校舎及び体育館へ機能移転を検討していますというふうになっております。

しかしながら、現在の環境で利用できる最寄りの町文化系施設となりますと、三加和公民館になると思われます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。私は先ほど答弁でありましたけれども、最初の計画においては廃止後の機能移転については春富小学校というふうな形でしたが、現在は三加和公民館というふうなことでございますけれども、ぜひ集会センター廃止を行うのであれば、その機能移転につきましては春富小学校へ移転することが最善であるかなというふうに私は考えます。旧春富小学校であれば、現在田中城ミニミュージアムがございまして、管理する上でもその管理を現在委託しておりますので、休館日を除き常駐されております。ということは、利用をされる方、お茶の間筋トレ教室とかで利用を春富小学校のほうでやろうというふうにご利用される方は鍵を三加和公民館ですとか、支所のほうに取りに行かずに可能になるというふうなことでございますし、やはり春富小学校に機能を集約することで、そちらのほうに人が流入しているいろんな経済的波及効果、そういったものが生まれてくるのかなとまた思いますけれども、春富小学校への機能移転についてはいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の御質問についてお答えします。

春富小学校校舎への機能移転についてはどうかというお尋ねでございました。

こちらにつきましては、今現在春富小学校の校舎は、先ほど御質問にもありましたとおり、田中城ミニミュージアムとして活用しているところです。利用するとなると、それなりの例規の整備が必要になると思いますので、その辺りを踏まえて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ぜひ前向きに御検討いただければと思います。確かに筋トレ教室とか、また研修会、そういったものをするためにエアコンの設置とか経費的なものが増えるところはあるかと思うんですけども、そういったものを整備していただければなというふうに思います。

春富校区については町内7つの校区の中で唯一バス路線が1台も通っていない校区になっております。また近年は酒屋さんですとか、商店、そういったのも廃業されて、春富地区の方々からすれば、もうちょっと寂しいような感じになっていると。そういった中で、今回集会センターが廃止になって、その集会センターの中には和水町商工会の三加和支所も入っておりますけれども、そういったものがまたなくなっていくというふうな形だと、やはりどんだんその地域に

住まわれていらっしゃる方々が寂しい思いをされたりとか、自分たちはもしかしたら町に取り残されているんじゃないかなど。決してそういうふうな形で思ってもらってはならないと思うんですけども、やはりそういうふうな捉えられる住民の方々もいらっしゃいます。町長いかがでしょうか。春富小学校への機能移転。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

御存じのとおりこの財政状況が厳しい中で、施設を維持していくというのは大変なことだと思います。代替施設の御提案ということで春富小学校でございますけれども、先ほど課長の答弁にありましたように条例の制定など、課題もございますので、その辺りを整理しながら対応してまいりたいと考えております。

それと、一番の利用者であるお茶の間筋トレ教室を利用されている方々につきましては、皆様の御意見を伺いながら最適な場所を御提案していければというふうに考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 時間が残り少なくなりました。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。ちょっと時間がなくなってまいりまして、1点だけ質問事項要旨の2でお尋ねをさせていただきたいと思います。

お茶の間筋トレ、人生100年時代を迎えて、やはり高齢者の方々が本町においてやはり幾つになっても、先ほど町長もありましたが介護保険制度を利用しなくても元気にすくすく健やかに住んでいただけるのが一番よいのかなと思います。近年はコロナでなかなか利用数減っておりますけれども、ぜひ職員の方々の派遣が今、月に1回ですかね。2回。もうちょっと回数増やせませんか。いかがですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 指導者の月の指導回数を増やせないかという御質問でございますが、当初の教室の立ち上げのときには毎週伺って御支援をしておりますけれども、軌道に乗りました時点でこの体操教室は自主運営でしていただくというのを基本としておりまして、教室に来られたときだけではなく、御自宅であるとか、いろんなところを捉えて、御自分で筋力アップをしていただくということが基本となっておりますので、まずは毎週1回でございますが、その後は各種月2回ということで御支援をさせていただいているところでございます。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、亀崎議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後12時15分

再開 午後1時20分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀崎議員の一般質問の折、答弁漏れがありましたので執行部の答弁を許します。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の一般質問1、和水町の学校給食についての中で、御飯を家から持ってきてもらうような趣旨の内容の発言がございました。この件に関しましては、学校給食共同調理場運営委員会の中で、教育委員会から提案したのではなく、このような欠員が続くようであれば御飯だけは各家庭から持ってくるという対応もあっていいのではないかという委員さんからの御意見がありました。

以上、追加して答弁します。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、荒木議員の発言を許します。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 皆様改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

4番議員の荒木でございます。

傍聴の皆様、モニター傍聴の皆様、御覧いただきありがとうございます。最後までのお付き合いをよろしく申し上げます。

厳しい残暑が続いております。特に外での仕事をされる方は熱中症予防をしてお体にお気を付けください。

さて、皆さんも御存じのとおり、バスケットボールワールドカップで日本代表が最終戦に勝利し、パリオリンピック出場が決定いたしました。日本代表として、国を背負う責任とプレッシャーの中で100%の力を発揮するという事は難しいことですが、日本人の最後まで諦めない粘りの試合で見る人に感動を与えてくれました。和水町のスポーツにおいても、陸上やバスケット、野球、サッカー、バドミントン、ペタンクなど活躍を耳にしております。各それぞれ地道な努力を続けていく懸命な姿が想像されます。また、文化芸能等も各所で活動が活発に行われております。今後とも町民の皆様の一層の活躍を祈念しております。

それでは早速ですが、一般質問通告に従い質問をさせていただきます。

1、選挙管理委員会の職務について。

要旨1、選挙管理委員会の役割について問う。

要旨2、立候補時の宣誓書の意義を問う。

再質問は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項1、選挙管理委員会の職務について。

質問の要旨（１）選挙管理委員会の役割について問うについてお答えします。

午前中の一般質問の答弁と重複しますが、選挙が公正に行われるように管理する機関として、国には中央選挙管理委員会、都道府県及び市区町村にはそれぞれ独立した行政機関として、選挙管理委員会が置かれているところです。このうち町の選挙管理委員会では、町議会議員及び町長選挙に関する事務を管理し、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務及びこれに関する事務を管理することとなっています。議会で選挙された４人の選挙管理委員と事務を執行するための町に、選挙管理委員会書記が置かれています。選挙管理委員会書記は、選挙を執行するための事務のほかに、選挙人名簿の調製や、有権者の政治意識を高めるための啓発事業などを行っています。

次に、質問の要旨（２）立候補時の宣誓書の意義を問うにつきましては、和水町選挙管理委員会書記長を兼ねます総務課長より答弁いたします。

以上になります。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） それでは荒木議員の立候補時の宣誓書の意義を問うについてお答えをいたします。

こちらの御質問に関しましても、午前中の一般質問の答弁と重複になりますが、立候補時の宣誓書につきましては、公職選挙法が一部改正されまして令和２年９月１０日以降に告示される選挙より地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣言内容に、当該選挙の期日において住所要件を満たすものであると見込まれることということが追加されて宣誓することとなりました。この改正につきましては、令和元年度の統一地方選の一部の選挙において、住所要件を満たさず、当選を得られないことを承知の上で立候補するような案件が生じたことを踏まえ、地方分権改革の中で公職選挙法の改正が行われたものです。虚偽による立候補届を行うことを抑止し、有権者の１票を無駄にしないため、届出内容が真実で住民要件を満たしているという旨の宣誓書と捉えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

４番 荒木君

○４番（荒木宏太君） 答弁ありがとうございます。選挙管理委員会の役割について、総務省のホームページにはこうあります。選挙管理委員会は、選挙に関する事務の管理のほかにも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人、有権者の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と認める事項を、選挙人によく知らせることも重要な職務です。とあり、とても町にとって大きな役割を果たしている機関であると認識しています。

そこで、令和４年３月２７日の和水町議会議員一般選挙についての職務をお聞きします。

令和４年１２月２４日の新聞報道で、その記事の中に選挙管理委員会は、当選後、町内に居住するのであれば問題ないというコメントがありましたが、選挙管理委員会は、候補者に言ったことは

事実でしょうか。お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 新聞の記事の内容についてということでお聞きですが、選挙管理委員会としましては、午前中の答弁でも言いましたとおり届出書の前に事前相談等ありまして、県の選管とそちらのほうといろいろ調査、もしくはお聞きして一応届出書を受理という形でしておりますから、問題がないというようなことを当該候補者の方に直接伝えたというような事実はございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 当選後、町内に居住するのであれば問題ないというコメントの記事に対しては事実はないということによろしいでしょうか。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） すみません、ちょっと答弁があまり短過ぎたんですけど、当選後住所があれば問題ないっていうのじゃなく、一応届出されて記載された住所で将来町のほうに戻ってくるという事実関係等を調査した結果、選挙要件、住所要件には当てはまるといいますか認められるということで届出書の受理をしております。届出の内容が、選挙後に確定しますという約束ではなく、記載されている内容について調査した結果、選挙要件に当てはまるということで届出書の受理という形で受付をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 先ほどの答弁で事実、これ事実では似通った言葉でもし言われたとしたならばですけれども、当選後、町内に居住するのであれば問題ないということは、これ選挙以前に候補者が和水町に居住実態がないことを選挙管理委員会は知っていたこととなります。

また令和4年12月24日の記事にはこうも書いてあります。先ほども一番最初の質問でも、議員の方おっしゃっていましたが、公職選挙法は、町議選の候補者は3か月以上の居住が必要と規定と。総務省選挙課は、住所の有無ではなく、居住実態があるかどうか問題になると。

また、最高裁の判例では、地方公共団体が支援的社会であるという特性を考慮したものであり、市町村の住民として選挙に参加するためには、継続して一定期間である3か月その地域に住んでいる者にその地域の住民として権利を与えることが住民自治の趣旨にかなうと考えられたためであるとあります。当選後、町内に住むのであれば問題ないというような趣旨のことを、もしこの選挙管理委員が言ったとすれば、これは違法行為を許していることというふうになり大変な問題であると私は感じています。

次に、令和5年2月1日の新聞報道で、候補者は他町に生活拠点を移していたと主張をされて

いました。居住実態は他町にあったと候補者は意思を表しています。また、令和5年6月1日の新聞報道でその中で、町議選には町選管に確認をした上で立候補したとありましたが、その候補者から何かしら立候補前に確認があったというふうに思われますけれども、町選管は何の確認をしたのか。答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で、選挙後戻ってくるというか住むならば、受付をしましたという言い回しではなく、今現在が一時避難と言いますか、午前中の答弁でもいたしましたとおりの本来の住民票、基本台帳では住民票があると。しかしながら今一時的な避難であり、また戻ってくるという意思があるというのを確認しております。それとあと候補者の方との聞き取りというのも午前中の答弁で申しましたが、まず候補者のほうから聞き取り調査をいたしまして、同じように今現在、住民基本台帳、住民票は和水町にあります災害等により一時的に離れていると。しかしながらこちらに戻って来る意思があるということを確認し、選挙権といいますかこの被選挙権があるということで判断をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 先ほど、一時避難ということで説明をしていただきましたけれども、先ほど私が判例の中で継続して一定期間という説明をしました。継続して一定期間という時間の長さは3か月というふうに明示してあります。そうすることで公職選挙法内、地方自治法内の一定期間とか一時的な時間というのは3か月以上というのはちょっと考えにくいと私は考えております。

それから、先ほどちょっと答弁がされていませんけれども、一番最初の議員の方の質問の中で確認事項があったというふうなことをお聞きしました。総行選第35号令和2年6月10日付の総務大臣からの通知文によると、住所の認定は客観的居住事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき判断する必要があるとされています。選挙管理委員会は、この先ほど被選挙権の確認のために候補者に聞き取り、ヒアリングを行いましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず期間のほうにつきましては、一定期間というそれにつきましては午前中答弁しましたとおり、当然今議員がおっしゃったとおり3か月というようなのがありますが、個別の案件として一つは捉えております。

それと、本人さんへの意思の確認につきましては、今現在の状況、それと将来は地元に戻る予

定というような内容を聞き取った上で判断をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 今、聞き取りをされたということでしたけれども、その聞き取りをしたのは候補者本人だったのでしょうか、お聞きをいたします。正確にお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時35分

再開 午後1時35分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず2月25日に立候補者の説明会のほうを開催しております。その折りに候補者の方の責任者の方が出席をされておまして、責任者のほうから申出と申しますか、そういう案件ということでありましたので、3月2日に責任者のほうに候補者の責任者のほうにヒアリング等を実施して確認をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） そうしますと、先ほど主観的居住の事実を確認されたということですが、本人ではない主観的居住事実を確認したということによろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

個人名とかがちょっとありましたのでちょっと調整をいたしました。ヒアリングを行ったのは

候補者の責任者であります御主人、夫です。・・・氏によるヒアリングを実施しておりますので、候補者と一緒に同居といいますか住んでいらっしゃると思いますので、そこで同じような今現在の確認をしております。住居の確認等をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時38分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまのところを修正、取り消しのほうをやりたいと思います。

聞き取りを行った相手は、候補者の方の責任者である夫のほうからヒアリングのほうを実施しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 今の答弁で、主観的居住の事実を確認したのは候補者ではなかったという答弁でした。果たして、候補者本人以外の意思を確認して何の意味があったのでしょうか。被選挙権の有無は、これは選挙管理委員会で会議に諮ったのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 届出の受理、もしくは選挙権につきましては、一応選挙管理委員会の議題として上がっております。その中で議案として取り上げまして、午前中申しましたとおりこの選挙の選挙長のほうに事実関係を報告して、届出の受理、もしくは受付に関しましては選挙長のほうで行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） その会議に諮ったのは、これはいつでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 令和4年の3月17日に選挙管理委員会を開催しております。この中で被選挙権の住所要件についてという議案として提出をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 今の流れからすると、被選挙権はそこで決定ということによろしいですかね。結論、その中の会議の内容での結論は何でしょうか。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) 3月17日の選挙管理委員会では、議案として選挙管理委員会のほうでは選挙権を有するというので委員会としては決定しております。しかしながら候補者の決定といえますか、受理して当選人を決めるっていうのは午前中の答弁で申しましたとおり3月27日選挙日の選挙会で確定しますので、まずは形式的にこの書類が届出に不備がないというような受付を行ったということで3月17日に選挙管理委員会のほうは開催しております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) そうしましたら、候補者にその決定を伝えたのはいつでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長(高木洋一郎君) その決定っていうのは、何の決定か分かる。

○4番(荒木宏太君) 3月17日の内容というのをお伝えしたのはいつでしょうか。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) この選挙管理委員会の議事の結果を、当該候補者の方に伝えるということは当然しておりません。あくまでも3月22日が候補の受付日、告示日になりますので、そこでその届けを受理したということが要件を認めたということになると考えております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) そうしますと、最初の新聞の記事で確認をしたということは、候補者には何も伝えなくて確認が取れたということによろしいでしょうか。何をもちってその候補者の方が確認をしたのか、確認が取れた理由。よろしくお願ひします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) ただいまの御質問にお答えいたします。

今の私の答弁のほうをちょっと時系列に並べますと、2月25日に立候補の説明会を行いまして、そのとき候補者の責任者である夫のほうからそういった内容を事実を知らされまして、2月28日に県選管等で意見の照会等をしております。その後、先ほど申しました3月2日に御本人の責任者である夫に対しまして意思確認等のヒアリングを行いまして、3月17日に選挙管理委員会での議案として届けております。だから、御本人のほうにこれを受理しますとか、決定ですという

ようなのは当然その話はその前に聞いておりますので、そこで3月22日の告示日に立候補の受付をしたというのがこの一連の流れとなります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） そうなるとやはり新聞の記事のコメントがちょっとどういう理由でそういったコメントになるのかはちょっと分かりませんが、しかし選挙管理委員会の今の内容の会議についてちょっと質問させていただきたいんですけど。先ほどの令和4年3月17日の会議で、この候補者ではない主観的居住意思を被選挙権の根拠として事務局は説明をし、会議に諮ったんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まずもって説明を受けたのは立候補者の責任者の方になります。この立候補に関する必要な書類、ほかには宣誓書以外にも各種届出の書類がありますが、これにつきまして選挙長、受付するのは選挙長になりますが選挙長は形式的な審査のほうは有しておりますが、自主的に奥まで調べるといいますか、自主的な検査権というのは有していません。だから住所の記載内容に疑義とありますが、いろいろ聞き取り、選挙管理委員会等で書記等で聞き取ったことをそこで間違いがなければ受理をするというようなことでありますので、候補者御本人から聞き取る必要がないと言ったらおかしいんですけど、候補者の夫である方が責任者ということで聞き取りをしておりますので、それには住民基本台帳に書いてある、住所も書いてある、きちっと書いてあるし、書類的には形式的には不備がないということで受理のほうをしておるのが現状です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） それでは、令和4年3月17日の被選挙権の認定といいますか、確認っていうか会議ですよ、それは何のためにやったんですかね。その私は理由が分かりません。そうなってくると。客観的居住事実を基礎とし、主観的居住意思を確認しなければこれは居住実態の確認はできないわけですよ。ちゃんとやってください本当に。起居、寝食、家族同居の事実など、居住実態に基づきこれ判断されたんですか。答弁お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 今まで答弁したとおり、流れとしましては適正に選挙管理委員会で実施したと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 選挙管理委員会もこれは住んでいなかったということを理解されているので、これ客観的事実はなかったということになると私は考えますけれども。それから候補者本人でもない主観的居住意思を被選挙権の根拠として確認事項でやっているというのも、私はこれは意味をなさないというふうにも感じます。住所の認定は先ほども何回も言ってますけど、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されており、客観的居住の事実と、主観的居住意思の意思が確認が取れていない以上、これは認定はできないというふうに考えます。これが選挙管理委員会の職務としてふさわしいでしょうか。それから、選挙前に候補者と町選管と、居住の意思を確認したりすることは、これ選管の職務として必要なんではないでしょうか。先ほどから何回も言ってますけども。

そこでもう一度質問します。被選挙権を審査する権限は選挙管理委員会にあるのか。その根拠法を教えてください。

○議長(高木洋一郎君) しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時48分

再開 午後1時48分

---

○議長(高木洋一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

最終的に開票時の選挙会において、この審査等の受理等の全ての有無を決定いたしますので、選挙管理委員会としましては立候補に必要な書類が形式的に不備なく出されているということで形式的な審査を有しまして、立候補届けを受理をしていることとなります。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 根拠法はないと思います。

それから先ほども1番目の議員の方で質問がありましたけど、最高裁の判例に何回もおっしゃってますけど選挙長には実質的な審査権はないと。立候補届けを受理せざるを得ないことから被選挙権の有無というのは、開票後に選挙会において立会人の意見を聞いて決定すべきというふうにあります。つまり和水町選挙管理委員会が行った職務というのは、ちょっと正しくない。審査をしているとヒアリングをしていると、聞き取りをしていると、被選挙権の有無を決定、認定、確認をしているということであると思いますけれども正しくないと思います。選挙管理委員会には、そういった立候補前に被選挙権を決定する等の権限はないのに、事前にそういった会議を開いているということは、正しくないというふうに思います。

続いて、先ほども総務大臣からの通知文のことをお伝えしましたが、総行選第35号の令和2年6月10日付の総務大臣からの公職選挙法一部改正通知文によると、住所要件を満たさない者が当選を得られたことを承知の上で立候補することを抑止するためということであります。また、この改正内容は、立候補の届出時の添付書類を見直すことであり、当該選挙の期日において公職選挙法第9条2項に規定する住所に関する要件を満たすものであると見込まれていることと追加するものとされたことです。説明すると、これまで選挙の立候補届の際に添えなければいけない宣誓書においては犯罪などにより被選挙権を有さない、重複立候補者ではないとのみの宣言をすることになっていました。公職選挙法が一部改正され、令和2年9月10日以降より地方議会議員選挙に立候補する者は宣誓書において住所に関する要件を満たすものであると見込まれることを追加して宣誓することになりました。なお、虚偽の宣誓を行ったものは、虚偽宣誓罪30万円以下の罰金の適用対象となり、刑が確定した場合5年間は公民権が停止されることになるとあります。

総行選第35号令和2年6月10日付の総務大臣からの公職選挙法一部改正の通知文の内容を選挙管理委員会は確認していましたか。答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

通知文を確認しまして宣誓書の様式、またはその立候補に必要な書類の中に宣誓書を入れて今回取り扱っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） もう一度聞きます。この通知文の内容を、選挙の以前にちゃんと確認をしていたかということで質問をいたします。お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 選挙の前に確認はしておりました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） それ以前に、しっかり確認をしていたとするならば、なぜ候補者説明会で説明をしなかったのでしょうか、それを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時55分

再開 午後2時02分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、2月25日の説明会時は、この法改正の内容についての説明はしておりません。しかしながらこの法改正につきましては、国の法律のみの告示となりますので、国のほうというならば官報等で報告しておりますので、それがもう国民への周知ということで認識をしております。2月25日の候補者の説明会におきましては、書類のほうを説明する中で皆さん御存じのとおりに宣誓書というのを渡していると思います。その中に公職選挙法の第9条第2項に規定するというところで、法改正部分というのを書き入れた宣誓書を書いていただいておりますので、その説明時で全ての方に説明はしていることになると委員会のほうでは受け取っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） そうしましたら、やはりちゃんとそういった今回刑法のほうにも関わってくるような内容ですので、そういった改正内容になってますので、しっかり説明をしていただかないとこういったことに関しては非常に大変後で大変だと思います。それから、先ほどこれは各都道府県の選挙管理委員会の委員長宛にということで総務大臣の通知文はいつているということですが、その内容の中に貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても格別の御配慮をお願いしますと書いてあります。これ恐らくちゃんと県からも町のほうに来ていると思うんですけれども、県のほうからはこういった内容で通知文が来なかったという、来たんですね、チェックしたんですね。であればやっぱり先ほどの、やはりもうちょっと詳しく一部改正内容について正しくお伝えをすべきだったんじゃないかなというふうに思います。何回も繰り返しになるんですけれども、住所の認定は客観的居住事実と主観的居意思を総合して行うもの。それから、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき判断する必要があるという通知文の内容です、この総務大臣の内容は。

そこで質問します。宣誓書とは、住民票があればその住所を宣誓書に記載していいという意味でしょうか、お答えをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

書いていいといいますか、選挙人名簿、または住民基本台帳に書いてある住民票の住所のほうに記載して形式的な判断をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 先ほどから言っていますけど、公職選挙法9条2項の住所に関する要件を満たすということは、居住実態ですよ。答弁お願いいたします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) 確かに居住実態と書いてありますが、それを判断する材料としては住民基本台帳を基に作成しております選挙人名簿、すなわち住民票といえますかの住所ということで形式的な書類の確認をしております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 先ほどからも客観的居住事実を基礎として、それに主観的居住意思の総合されているものとしておりと言っているので、客観的居住事実がなくて、それこそ主観的居住意思も本人は確認できなかったということですから、後は起居とか寝食、家族同居の事実とか居住実態に基づき判断する必要があると明記してあるからですよ。居住実態を書かなければならないんですよ。宣誓書には。答弁をお願いいたします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) ただいまの御質問にお答えいたします。

通常は先ほど言いましたとおり、選挙人名簿または住民票の住所を書かれると思います。しかしながら今回の件に関しましては、先ほどの答弁でも言いましたとおり一時的な避難といえますか、住民票はこちらのほうであります。実際は一時的な避難をなさっているという申出等があります。この申請書に関しましては、今現在の住民票が当時ある場所、そちらのほうを記載して届出書のほうは提出をしていただいております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番(荒木宏太君) 今の答弁だと、住民票があればいいということではないですかね。私はそういうふうに理解しましたけれども、よろしいですか。居住実態とずっと今言ってますけれども居住実態ですよ。宣誓書に書くところっていうのは。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) ただいまの御質問にお答えいたします。

居住実態、言うならば今住んでるところの住所を書かなくてはならないというような御質問だったと思いますが、一時避難をされております。そういう事実関係を前もって言っていただきまして、形式的といえますか一時避難されておりますので今現在はその居住実態、住民票上には居

住実態がないというのは一時避難ということで捉えまして、書いていただいている住所につきましては、住民票に記載されている選挙人名簿に記載されている住所のほうを記入をさせていただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） そうしましたら、もう何回も繰り返しになるんですけど起居とか寝食、家族同居の事実とかを選挙会のときに確認をしたんですかをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 届出書の受理のときには、先ほど言いましたとおり形式的な審査権を有して、自主的な審査権を有しておりませんので記載内容のとおり間違いがなければ、受付受理のほうは選挙長のほうでしております。開票時に、選挙会得票数が確定しまして候補者の当選人を決定するときには、先ほども言いましたとおり選挙会の中で選挙立会人を含めました皆さんから異議申立て何もないというところで、当選の有効、選挙の効果というのを決定をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 何回も言っているんですけど、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき判断する必要があると言っているんです。そこをその選挙会で判断されたのかどうかをお聞きしています。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

選挙会では、届出書どおりの内容を受理し、得票数の確定をしております。それに対して異議申立てられるのは選挙立会人といいますか、そちらのほうからいろんなことが問い合わせ、もしくは疑義申立て等があればそこで調べると思います。しかしながら選挙管理委員会から説明では、もうきちっとした被選挙権があつて受理をした届出書で、選挙はこういうふうに確定しましたということで選挙会を開いて、そして決定しておりますので、流れとしてはそういう流れで選挙の効果、当選人の決定をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） これは確認が多分取れてないと思うんですよね、しっかりと。もう今やっていることは多分住民票があるから、その住所を書いてオッケーということになっている

というふうに私は認識しますが、もう先ほどからも何回も繰り返してしまっていますので、ちょっとやっぱり不明な点が多いですね。

それともう一つ質問しますが、宣誓書は他町のじゃあ住所を書いて立候補届は受理されますか。質問します。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 当然、選挙人名簿等で選挙権があるかどうかというのが要件になりますので、他町の住所が書いてあれば受理はできないと思います。しかしながら先ほど何度も言われます避難とか、何かあれば審査をやりますが、基本的に住民票がなければ受理は、届出は受け付けません。現在していませんがそういう例はありませんが、住民票が和水町以外でしたら受け付けないということになります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 先ほど答弁で、他町の住所を書いていたら審査で通らないというふうなことになるというふうに私も思います。この宣誓書の住所等は住民基本台帳の住民登録所在のみでこれ決まるものではないと思いますし、つまりこれ和水町に住民票があればいいというわけではないと思うんですね、これ。先ほどからも何度も言ったんですけど、しっかりとした居住実態を確認を立会人のもとで、選挙会のもとでちゃんと判断をされなければ、これ本当選挙が公明性を失ってますね、本当に。落ちた方とか、それから全体的な選挙のこの在り方こういったことが全ておかしくなるんじゃないかなと。一番最初の役目のところにも私言いましたけれども、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人、有権者の政治常識の向上に努めると。投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも重要な職務ですというふうにあります、これ。私は今回この質問をしましたが、いろんな疑問が呈しました。先ほどから一時避難ということでお伝えをされていましたが、この公職選挙法上、地方自治法内での一定期間が3か月という規定でずっと説明がされております。法的には、一時避難は3か月以上でいいのか。そういった疑問もあります。この公職選挙法とか地方自治法が、住所を被選挙権の要件としているのは一定期間3か月、一つの地方公共団体の区域内の住所を有する者に対し、当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるものであって、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所はその人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を持ってその者の住所であり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。候補者は必ず一つの住所であり、立候補し他町に生活拠点を移していたと主張をしていて、居住実態は他町にあったと候補者は意思を表しています。その場合、立候補時の宣誓書は虚偽とならないでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問内容につきましては、災害とか一般的な災害、そういったときには適用がなるかなということだと思っております。午前中の答弁で申しましたとおりそれぞれ期間に関しましては個別の案件というのがありますので、その個別の案件で判断を今回はしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 立候補当時の宣誓書において、公職選挙法238条の2条2項のことでありますが、この適用に当たっては2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされています。これまで、その選挙管理委員会で審議を、そういった審議をされたのかどうかお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 今の質問の趣旨がよく理解できてないんじゃない。

○4番（荒木宏太君） もう1回質問します。

○議長（高木洋一郎君） もう1回お願いします。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） もう一度質問させていただきます。

立候補時の宣誓書においてこれは虚偽の場合、公職選挙法238条の第1項虚偽宣誓罪に該当します。この適用に当たって同条2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされています。これまでそういった疑義等なかったのか。委員会等で審議はされたのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の案件に関しましては、疑義という判断を最初の相談、もしくは立候補届けの説明会以降いろんなことを調査等を行いまして、疑義ということではなく受理をしておりますので、当然疑義について何かを委員会で検討したということはありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 今までの私のこれまでの質問の中で、主観的居住の事実が、結局候補者ではなかったというところ。そして客観的居住事実は確認できていないということで実際問題生活実態、居住実態が把握できていないというのは、これはちょっとおかしいと思います。それを判断を元手にできていないというのはおかしいと思いますので、しっかりとこれ本当にちゃんとやっていただきたいなど。先ほども認定するときの会議の内容の中でもそういった確認をしたというふうに説明がありましたけれども、客観的居住事実それから主観的居留意思というのが確認、結局候補者ではない方からの居留意思だったわけですから判断材料にならないですよ。その点

についてもう一度回答をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 先ほどの答弁で言いましたとおり、意見聴取といいますが、意見を聞いた相手の方が候補者の方の御主人であるということは世帯主であり、住所が一緒ということで同一世帯ということで認識をして調査もしくはヒアリングのほうを実施しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 同じ世帯だから、同じ。候補者は1人だと思いますね。同じ世帯だから、家族だからとかではないと思います。別居する場合だってあるでしょうし、違うところに住んでいる方もいるでしょうし。そういったことで確実な判断材料として、それを根拠に上げて会議を開くというのは間違っていると私は思います。これたくさん本当にいろいろ今回のこの一連の流れの中で、本人ではない主観的居住の意思の確認であったりとか、客観的居住事実が確認できていないということであったり、会議自体が実際選挙前に行われていたということであったり、ちょっとこれおかしいと思います。宣誓書のことについてもちゃんと居住実態の確認と、一部改正の新しい法律の中でも居住実態という内容でしっかり書いてあります。なのにその居住実態のことをその選挙会で確認されてないですよ。よろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 選挙管理委員会の職務の内容についても一度今の関連する職務について説明をする場合いかがですか。選挙管理委員会の、

○4番（荒木宏太君） 選挙会で確認してないですよ、居住実態を。

○議長（高木洋一郎君） うん、そこが確認が、

○4番（荒木宏太君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 職務かどうかということ。

○4番（荒木宏太君） そうです。そこが職務ですから選挙会で確認をしていますか。居住実態の確認が取れていますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 開票日当日の選挙会というのは、そこで選挙会で決定しますじゃなくて、疑義がありませんかと。選挙長のほうからこの当選の票数とかいろいろなことに関して疑義がありませんかと。何もなければ選挙長のほうが当選人の決定という、決定といいますが、報告ということで、そこで決定を宣言されます。その後14日間の異議申立て期間というのを、また選挙管理委員会のほう求めますので、当然そこで何かありましたら14日間の疑義、いろいろな申立てがあればそこから選挙管理委員会が動きます。しかしながら3月28日から14日間経ちまして、4月11日でのこの選挙に関しましては確定している、効力のほうは確定しているということで認識をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 被選挙権の有無は開票のときに行うんですね。立会人の意見を聞いて。そのときに被選挙権の有無は決定するわけですね。そのときに居住実態を確認しなければ意味ないですね。いろんなところでこういったことで虚偽宣誓罪として該当される場合っていうのは、このときから住んでいないという実態が分かって調査されたり、聞き取りをされたりしているんですね。ここの選挙会を持って、本来もともと今の話の中でもともと選挙管理委員会は住んでいなかったことが分かっているわけですから、事前に確認するのではなくて選挙会のときにこういった状況になっておりますという報告をして確認をするべきなんですね。そこでしたのかどうかですよ。居住実態の確認を選挙会で。そこで。お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時26分

再開 午後2時32分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

開票日の選挙会においては、その住所要件等のほうは立会人のほうに提示はしておりません。しかしながら、3月22日に告示したときに住所要件等で選挙長認めた上で変更がないという旨だけは伝えておりますので、新たに住所の確認等を3月27日の選挙日の選挙会では求めておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） そうだと思います。最初の立候補の届出は形式的な審査に過ぎないんですね。実際、最初の形式的な審査だけ取りあえず今こういったことを書いていますと、住所とか書きますね宣誓書にも名前とそういったことを書いて受理して、それはもう受理しなければならない。その後、候補者となる者が被選挙権を有するか否かっていうのは、実質的な審査権というのではないはずで。被選挙権の有無が決定するのは開票時、選挙会において立会人の意見を聞いて決定すべき。だからそこで立会人に意見を聞いて、居住実態がないけどいいですかと。そういう話には普通はなるんじゃないかなと順番的に。ただ、今のお話からいくとしていないということですので、そうなるやはり今の流れですかね、選挙の方法というものがちょっとずさんといいますか、職務怠慢というふうに私は思うわけです。さっきから言っていますけども、やっぱ

りこの選挙というのが公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人、有権者の政治常識の向上に努めると。投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と求める事項を選挙人によく知らせることも重要な職務ですと書いてありますから、これしっかり内容等、町民の方にもお伝えして、私は責任があると思います。そして私はこれ町長に申し上げたいんですが、やっぱり第三者委員会等でこのしっかりとした報告。町民に、内容のどういった経緯でこうなったのかということはちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。そして有権者の政治常識の向上、選挙違反防止への認識を高めていただきたいというふうに思いますけれども、町長にお聞きします。調査等は実施されてはいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

選挙管理委員会のこれまでの決定等についてのお話だと思いますが、選挙管理委員会は首長から独立した行政機関というか執行機関となりますので、私のほうで何かをっていうふうには考えておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） じゃあこういった事案というのは誰が調べていく、議会でしょうかね。そういったことになるかなとも思いますし、本当にいろいろ何か規定どおり、法律どおりで、町長が先ほど一番最初におっしゃいましたけれども、それがまたどこそこちょっとできていなかった部分があるかなと私は思います。本日についてはちょっと時間が残り少なくなってきましたので、私施設活用についてを質問を考えておりました。福祉センターあばかん家の温泉活用をどう考えているか問うという内容で質問しようと思っていたんですけども、もう時間がありませんので、次のときに質問はしたいと思います。

最後に、やっぱり町民の方にちゃんとした説明、そして何でこういったことになるのか。法にしっかり照らし合わせて、再度確認作業が町民含めて議会それから執行部等でできればというふうに私は思います。そして適正な選挙ができるような、できるようにしていかなければ、我々やはり町民の代表としてやっぱり選挙というのはそういう制度があって3か月の要件とか、そういった内容でしっかり地域に根づいた政治というのをやっていかなければなりませんので、やはりそういった意味でしっかり我々の責務を果たすっていうのが、今私のやれることだと思います。ぜひとも、今ここにいらっしゃる皆さんにはしっかり考えていただいて、できる限りこの解決に向かえればと思います。

本日は、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で荒木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 2 時55分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、齊木議員の発言を許します。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

令和 5 年 9 月 4 日月曜日、午後 2 時55分 6 番議員齊木幸男の一般質問を始めます。

9 月議会 1 日目の一般質問です。

傍聴の皆様、テレビモニターで傍聴されている皆様、お忙しい中ありがとうございます。

また、後日会議録をお読みになる方は、どうか最後のページまでお読みください。私の議員 2 期目のスローガンは、子育てするなら和水町です。

まず、県北地域で子育てをするなら和水町が一番よい町であると言われるようにしようです。

では、会議規則の規定により通告した 4 件の一般質問をさせていただきます。

質問事項 1、町行財政運営及び取組について。

質問の要旨 1、副町長の人事についてどのように考えているか問う。

あとは質問席にて質問させていただきます。

執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよう簡潔明瞭に御回答ください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の 1、町行財政運営及び取組について。

質問の要旨（1）副町長の人事についてどのように考えているか問うについてお答えします。

副町長については、松尾前副町長が昨年 6 月末で退職された後 1 年 2 か月余り不在の状況です。副町長は、地方自治法第 167 条において普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の職務を代理すると規定されています。

現在、自治体の政策、企画、事務などに精通した適任者を探している状況であり、見つかり次第選任を行いたいと考えております。

また、御心配をおかけしておりますが、この不在の間、私が副町長の職務を遂行しておりますが、総務課長はじめ各課長の協力により行財政運営が滞ることなく進められてきていると認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

町長は若くて優秀です。多くの仕事をこなされています。しかし、それだけでは町政の運営に限界があると思います。よく副町長は町長の右腕と言われます。私は副町長がいれば町長の負担も軽減し、仕事の効率や分担ができると思います。また、副町長は町長と異なる視点や経験を持っている可能性があります。そのような副町長がいれば町政に新たな風を吹き込み、より多様な意見が提案が出せると考えております。

そこで再質問です。仮に副町長を選任されたとすれば、町の発展や住民の利益はよい影響が出ると私は考えますが、やはり町長も同じ考えでございますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

繰り返しになりますが、現在自治体の政策、企画、そして事務などに精通した適任者を探しているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 今、適任者を探しているということでございますね。やはり町政の円滑な運営は大事です。町民の信頼を損なうことなく町の発展の可能性を探り、さらに挑戦していただくために、私はやっぱり副町長がいたほうがよいと思っております。では適任者がいれば任命するというので、よろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

では、質問事項を移ります。

質問事項2、移住定住と社会教育行政について。

質問の要旨1、玉名圏域定住自立圏と、山鹿市・和水町定住自立圏での和水町図書館と電子図書館の相互利用の状況と今後の利活用について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問事項2、移住定住と社会教育行政について。

質問の要旨（1）玉名圏域定住自立圏と山鹿市・和水町定住自立圏での和水町図書館と電子図書館の相互利用の状況と、今後の利活用について問うについてお答えします。

圏域内図書館などの相互利用につきましては、玉名圏域定住自立圏が平成29年4月から、そして山鹿市・和水町定住自立圏が平成31年の4月から開始しております。さらに、玉名圏域定住自立圏において、令和3年7月1日からたまな圏域電子図書館を導入し、圏域内の住民の方の自身の電子端末で電子書籍を読めるサービスを開始しております。町民の皆様が身近な手段として学ぶことができる読書環境の充実は、生涯学習の観点からも大変重要であると認識しています。引き続き、このような様々な取り組みについて住民の方々へ周知を図りながら、図書の利用促進に努めてまいります。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問、要旨（1）玉名圏域定住自立圏と、山鹿市・和水町定住自立圏での和水町図書館と電子図書館の相互利用の状況と、今後の利活用について問うについてお答えします。

図書の相互利用について、まず圏域図書館内への和水町民の利用登録者数を申し上げます。

玉名市の4つの図書館の合計が183人。南関町立図書館が21人、玉東町中央公民館図書室はいませんでした。計204人です。また、山鹿市の5つの図書館、図書室の合計が472人です。

次に、令和4年度の利用冊数を申し上げます。

玉名圏域定住自立圏での図書利用冊数は3,291冊。山鹿市・和水町定住自立圏での図書利用冊数は8,494冊です。圏域内の住民が和水町の図書室を利用した利用人数は、令和4年度は28人。利用冊数は94冊です。本町における、たまな圏域電子図書館の実績につきましては、令和5年7月31日時点で登録会員数は704人。貸し出し冊数は92冊です。今後も多くの方に利用していただけるよう、町のホームページや広報なごみ、そして公式LINE等での周知を図っていく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

電子図書館と図書館、6月の議会でも一般質問で取り上げました。電子図書館には4,283タイトルの本が蔵書があります。スマホやパソコンから利用できます。皆さんのスマホに4,283タイトルの本を持ち歩いていると同じ考えですと6月にお話させていただきました。6月の議会で説明しましたが、電子図書費4,283冊を1冊1,000円と大まかに計算するなら428万3,000円分の電子図書が御自身、この町民のパソコンやスマートフォンに入っていると私は考えております。AmazonやKindleから購入するなら4,428万3,000円の支払いになります。サブスクリプションサービスで利用するなら、毎月1,000円払い続けなければなりません。大変有意義でお得で、ぜひ利用していただきたいとの気持ちを込めて一般質問をしております。

そして、移住定住の一つのきっかけに図書館があるかないかの町で、今、大きく違うそうです。移住定住を考えていらっしゃる方は、この図書館、図書の環境を重視していらっしゃるようです。

そしてこの電子図書館と図書館の質問は、町民の図書館が欲しいという要望から始まりました。和水町の図書室と読書環境を調べると、圏域図書館と電子図書館が利用でき、図書館建設の要望の前に、私はまず今利用できる読書環境を最大限に利用することが先ではないかというふうに思っておりますので、この質問をしております。

再質問として、この図書館の利用は、今町長がお答えになりました町民の身近な手段、生涯学習の観点から大変重要であり、まさにそのとおりです。生涯学習を推進していく中で読書は最良の方法の一つです。職員の方も読書には力を入れていらっしゃるようです。先日、町の公式LINEで今年の169回芥川賞・直木賞の本を図書室に取りそろえてありますので、ぜひ御利用してくださいという案内が流れてきました。役場の職員広報にしっかり勤めていらっしゃる姿は私は素晴らしいと思います。また、図書室には電子図書の利用を勧める明るく見やすい手作りのポップアップの張り紙がしてあります。努力を非常に感じております。

そこで再質問です。教育長の答弁で令和4年で町民の図書館相互利用により、玉名圏域が3,291冊、山鹿市が8,494冊なので、合計1万1,758冊の利用があったと計算が私ではしました。また、電子図書館の利用は令和5年7月時点で704名と言われました。私の調べたところ、令和4年の和水町の図書室の貸し出し数、利用数は、中央公民館の図書室は5,414冊、三加和公民館の図書室は4,593冊で、合計1万7冊です。平成30年きつとコロナ前ですが、そのときは1万2,292冊ですからほとんど変わらないと思います。そこで令和4年は、圏域の利用がなんと約8%しか少なくない1,751冊しか少なくない、ほぼ同じ数になっておるんです。驚きなんですこれは。町民の圏域の利用が順調に進んでいる結果が出ていると私は思います。また、電子図書館が利用できる図書カードは、令和5年7月の末で704名とお答えがありましたが、令和前年が635名ですから約10%、1割増69名増えております。

そこで再質問です。圏域での図書利用が町の図書室とほぼ同じ数になっております。また、電子図書も図書カードが10%増えたということ、教育長どのように今捉えていらっしゃいますか。感想をお聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問にお答えします。

蔵書数を少しずつ増やしまして、町民の皆様が活用しやすいように工夫をしております。しかしまだまだ先ほどありましたように利用人数や、その辺が課題とありますので、もう少し魅力的な図書室であったり、どういうふうに啓発をしていくかというのは今後の課題になると思います。今LINEとかホームページのほうに広報活動しているとおりましたけど、例えばもう少しピンポイントに子育ての方に電子図書館のお知らせをすとか、小・中学生にお知らせすとか、そのようなことも検討しているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

相互利用の1万1,758冊中、山鹿市が8,494冊なんですね。きっとこれは私が想像するに山鹿市のこもれび図書館、ひだまり図書館の利用ではないかと推測しているところです。御存じのとおり素晴らしい施設でございます。

では、再質問でございます。玉名圏域と、山鹿市図書館の合計蔵書数をお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問にお答えします。

まず、玉名圏域定住自立圏での蔵書数は合計で33万5,521冊です。山鹿市・和水町定住自立圏の山鹿市のほうは22万7,899冊です。和水町が2万7,734冊ありますので合計で59万1,154冊、蔵書数としてはカウントしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 先ほどの質問のところで、ちょっと私伝えるのを一つ忘れていましたが、玉名圏域が図書利用の町民の利用が3,291冊で、山鹿市が8,494冊なので合計1万1,758冊の利用がありました。そして和水町の図書室と三加和の公民館の図書室、これの合計が1万7冊ということで計算しております。比べるところの数が出ておりませんでした。圏域が1万1,758冊、当町は1万飛んで7冊でございます。

では、今の質問の再質問をさせていただきます。

圏域での図書館の利用が町の図書室とほぼ同じ、または電子図書館も図書が10%増えて私は非常によいことだと思っております。また、今ありましたとおり玉名圏域と山鹿市の図書館の蔵書数を合わせると、ちょっとすいません、休憩を。ちょっと数が今ちょっと違ってるのが分かりました。

○議長（高木洋一郎君） 休憩します。

---

休憩 午後3時13分

再開 午後3時14分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁のように、令和5年7月現在で和水町民は、図書室、図書館の蔵書数、実際本として利用できる数はなんと59万1,154冊。そして電子図書は4,283タイトル利用できるようになっております。なかなかの環境であると思っております。しかし、この圏域の図書館に行くまでの交通手段や、電子図書は電子端末や通信環境が必要ですので課題はあります。蔵書

や施設を先に整備して読書の環境を増やしていくか、また、読書する町民が増えてから施設を増強していくか。どちらが先になるか難しい問題ですが、6月の議会で笹淵議員が提案されました、和水町の木材を使った新しい図書館を造り、環境をよくし、さらに読書をする町民が増えて生涯学習に寄与する。まさにこういう環境を目指してはおるんですが、そこでちょっと再質問ですが、先ほど聞きましたが芥川賞・直木賞の本が、今蔵書であるということですが、当町はオリンピックの廣田彩花選手すばらしいスポーツ界の頂点オリンピックの選手ですね。では、出版界のオリンピック金メダルと言っていいでしょう、直木賞・芥川賞受賞者関係者は当町に私の知っている範囲ではないような気がします、教育長いかがですか。いらっしゃるような感じありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問にお答えします。

現段階では把握しておりませんので、すいません、お答えできません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 急に質問して申しわけありませんでした。図書室を利用される方は今と同じように、願わくば今よりも利用していただくようにしてほしいんですが、また、定住自立圏の玉名圏域、山鹿市図書館も利用していただくようになってほしいと考えております。

そこで、図書に詳しい環境の方で優れた町の図書環境というのは人口の5分の1ぐらいが、この図書カードを持ってるような環境だそうです。そこで現在の町民8月の人口が9,142名ですから約5分の1とすると1,800ですね。作っていただくように努力してはいかがかなと思います。現在が704枚ですので、プラス1,100枚です。1,100枚あと町民の方にお作りいただくように努力してはどうかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問にお答えします。

1人でも多くの方がカードを作成するということには努めてまいりたいと思いますので、啓発を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 読書は考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育みます。全ての活動の規範になるものだと私は思っております。町長や教育長には釈迦に説法ですが、まずは町民の方に図書カードを制作していただくよう提言させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項3、道路整備と企業誘致について。

質問の要旨1、町道江田高野線も開通し、南地区から山鹿市や玉名市へのアクセスは短縮され便利になった。現在、牧野蜻浦線の道路改良工事が進んでいる。今後、南地区への企業誘致や住宅地開発の誘致を強力に進める時期が来ていると思うが、町長のお考えを問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項3、道路整備と企業誘致について。

質問の要旨（1）町道江田高野線も開通し、南地区から山鹿市や玉名市へのアクセスは短縮され便利になった。現在、牧野蜻浦線の道路改良工事が進んでいる。今後は南地区への企業誘致や住宅地開発の誘致を強力に進める時期が来ていると思うが、町長のお考えを問うについてお答えします。

まず南地区、旧南小校区への企業誘致につきましては、令和3年度に学校跡地活用事業公募型プロポーザルを行い株式会社丸美屋様と売買契約を交わし、旧南小学校跡地を売却しております。しかし、昨今のロシア、ウクライナ情勢などによるエネルギー価格の上昇や、大幅な円安、原料、資材の価格高騰などにより当該事業者の経営状況が厳しいとの申出により、当初の計画より遅れているところです。本件については、まだ事業開始の運びとはなりません、開始となれば地域雇用の創出、地域貢献への寄与による地域の活性化につながることを期待されることです。

次に、住宅地開発につきましては、旧南小学校プール跡地を活用した公募型プロポーザルをこの9月の末頃から開始したいとしています。当該物件が分譲地開発につながられるように進めてまいります。併せまして、昨年度創設しました、民間分譲宅地開発支援補助金において、民間活力を活用した分譲地宅地開発を行い本町の住宅地開発を推進できるよう支援してまいりたいと考えておりますので、今後においても近隣の不動産事業者などへ本補助金の周知を進め、事業の活性化につなげてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

再質問させていただきます。町長の今のお話の南小学校跡地の民間による開発の事業開始の件は、前の6月議会でも一般質問しました。町長の地元には現状を御説明したいとの答弁があっておりましたが、その言葉どおり丸美屋様から区長様宛に大変丁寧なお手紙が来ております。1日も早い事業開始を期待しているところです。

また、現在丸美屋様の御厚意により、南小跡地のグラウンドを区民のレクリエーション広場として提供いただいております。丸美屋様の地域貢献に区民の皆様が感謝の気持ちを持っていらっしゃると思いますのでお伝えをさせていただきます。

そこで再質問でございます。今の答弁で、旧南小学校プール跡地の公開プロポーザルを9月末から始める予定とのことでしたが、地域住民への説明、また公募開始、プレゼンテーション、決

定等、タイムスケジュールを分かる範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 齊木議員の御質問にお答えしたいと思います。

タイムスケジュールでございます。

旧菊水南小学校プール跡地のプロポーザルの件でございますが、まず公募開始、ホームページ掲載のほうは9月末頃を予定しております。その後プレゼンテーションを11月上旬、そのままうまくいけば協定を交わすわけでございますが、最短で来年の1月上旬を目指しております。地域の住民の区民の皆様への周知でございますが、まずもって近日中に区長様のほうに、地元の区長様になりますけれども、近日中に通知を御案内通知をお渡しして担当から説明をさせます。そのうち区民の皆様にお便りを出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。私は今の住民の方への説明ということを再質問させていただこうと思っておりましたが、されるということですので承りました。

では、次へ行きます。

再質問として、私は、南校区、日平区、用木区、萩原区、蜻浦区の町の新たな成長エリアとして育てていきたいと考えております。この地域は、町の南の地区の町境でもあり、玉名市、山鹿市、玉東町に接し、そして熊本市にも大変近く、町の人口増加や経済活性化に大きく貢献できるポテンシャルを持っていると思います。しかし、それを実現するためには、まず道路のインフラ整備が必要でした。しかし、町道江田高野線や牧野小田線が全線開通し、現在は牧野蜻浦線の改良工事が進んでいます。牧野蜻浦線の改良が完成すれば、南区は南からさらに町外に行くことも簡単になりますし近隣からのアクセスも格段に向上します。そしてその上、建設用の大型重機やトラック、大型トラックが南地区に入りやすくなると私は感じております。町長いかがですか。町長もそのように感じていらっしゃいますか。お気持ちを聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

牧野蜻浦線の整備に加え、江田高野線も開通しました。沿線の活用については需要が高まりまして、地域の活性化につながってくることと期待しております。先ほど申し上げましたように、民間の活力を活用した地域の活性化、これにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。私はこの機会を逃がさないように、南地区への企

業誘致や住宅地開発の誘致にも力を入れる必要があるとは、もう先ほどから申し上げておりますし質問もしております。しかし、そのためにまず地域住民とのコミュニケーションは大切です。町民、地域住民のニーズや、さらに意見を反映させていってほしいと考えております。しかし、先ほど答弁がありましたとおり、この旧プール跡地のプロポーザルの前に地域の方にも説明されるという姿勢を承りましたので安心していただいております。私は南校区、日平区、用木区、萩原区、蜻浦区、企業誘致と住宅地開発で町の新たな成長エリアとして育てていきたいと、改めて提言しまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項4、住民基本台帳の管理と選挙に関わる行政の事務と認識について。

質問の要旨1、住民基本台帳は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など、各行政サービスの基礎となっている。管理は適正に行われているか問う。

2、被選挙権の住所要件の考え方について問う。

3、立候補時の宣誓書の管理や、確認はどのように行われているか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の4、住民基本台帳の管理と選挙に関わる行政の業務と認識について。

質問の要旨（1）住民基本台帳は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など各種行政サービスの基礎となっている。管理は適正に行われているか問うについてお答えします。

住民基本台帳の管理については、住民基本台帳法や関係法令、その他、町の各種規定に基づき行っております。住民基本台帳法には、第3条に市町村長等の責務がうたわれており、市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとあります。このように、住民基本台帳の適正な管理は、法で重ねた町の責務として適正に行っているところです。

次に、質問の要旨（2）被選挙権の住所要件の考え方について問う、及び（3）立候補時の宣誓書の管理や確認はどのように行われているか問うにつきましては、和水町選挙管理委員会書記長を兼ねます総務課長より答弁いたします。

以上になります。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 質問の要旨2、被選挙権の住所要件の考え方について問うについて、先ほどの答弁とまた重複いたしますがお答えをいたします。

被選挙権は、住民の代表として町議会議員、町長につくことのできる権利です。公職選挙法で規定があり、一定の資格と備えていなければならない条件として、町議会議員、町長は日本国民で満25歳以上であることが必要となっております。この条件のほか町議会議員については、当該選挙の選挙権を有することが条件となり選挙権と同様の住所要件が必要となっております。選挙権は住民の代表を選挙で選ぶことのできる権利であり、備えていなければならない条件は日本国

民であること、年齢が18歳以上であることが必要であり、この条件のほかに町議会議員、町長選挙については引き続き3か月以上和水町に住所を有していることの住所要件があります。よって御質問の町議会議員の被選挙権の住所要件につきましては、引き続き3か月以上和水町に住所を有していることとなります。

続きまして、(3)立候補時の宣誓書の管理や確認はどのように行われているかについてお答えをいたします。

立候補時の宣誓書については、公職選挙法が一部改正され令和2年9月10日以降に告示される選挙より、地方議会議員選挙の立候補者の届出に添付する宣誓書の宣誓内容に、当該選挙の期日において住所要件を満たすものであると見込まれることを追加して宣誓することとなりました。この改正は、令和元年の統一地方選挙の一部の選挙において、住所要件を満たさず当選を得られないことを承知の上で立候補するような案件が生じたことを踏まえ、地方分権改革の中で公職選挙法の改正が行われたものです。虚偽による立候補届を行うことを抑止し、有権者の1票を無駄にしないため、届出内容が真実で住所要件を満たしている旨の宣誓書となります。立候補受付時に届出書類審査表に基づき、管理、確認のほうを行っております。

以上となります。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番(齊木幸男君) 答弁をいただきました。本日朝、秋丸議員の質問、また先ほどの荒木議員の質問と重複しているところがあります。私は聞いておりましたので、そこを理解しながらできるだけ重複しないように質問してまいりたいと思います。

まず、質問要旨1の再質問でございます。

答弁のとおり、住民基本台帳、町の重要な制度に関わる登録が公正適正に行われている。これはもうもちろんでしょう。そして、この住民基本台帳から、選挙人名簿が作成されています。その際の作業工程とかは、朝の午前中の一般質問、または先ほどの一般質問で確認がされ、一般質問されましたとおり選挙管理委員会がやっていらっしゃいます。また、住民基本台帳いろいろな状況で和水町に住んでいらっしゃらない方が出た場合には、住民基本台帳職権削除等事務処理規定により適正にまたこれも管理がされていきます。そして選挙人名簿、これは公職選挙法にのってきちんとされているということです。

公職選挙法、公職とは何でしょうか。この質問は傍聴の方、またはテレビで傍聴されていらっしゃる方もいらっしゃいますので分かりやすく説明しながら、質問を続けさせていただきますが、公職選挙法によると公職は国会議員、地方公共団体の議会議員、首長などです。首町。公職は、地方自治体の政治的意思決定に関与し、法律や条例の制定、予算の承認などを行う。公職の議員は、公益に対して責任を持ち、公正かつ適正な政治活動を行うことが義務づけられている。公職の議員は、選挙によって選出されるため、選挙人(有権者から信任された代表者)として、選挙人の意思を反映させることが求められている。公職の議員は、政治的な問題に対し責任を持ち、その解決に取り組むことが求められている。議員は、国民や地域社会の利益を守り発展させてい

くために働くことが期待されている。この場合の公益とは、個人や集団の私利私欲ではなく、その社会の全構成員に関わる共通の利益を表し、社会一般のために公益の利益を守ることを指しております。分かりやすく言うと、和水町のためになる、和水町の町民の利益につながる、この仕事を公職、私たち議会議員は行う、また首長ですね、行うというのがこの公職選挙法にうたっています。またこれを選挙を行うためにもこの公職選挙法はあります。そうなれば私たち公職のものは、この住民基本台帳、管理、住民基本台帳法、公職選挙法、住民基本台帳職権消除等事務処理規程しっかり理解し守っていく。もう当たり前のことだと思います。公職は、この公職選挙法に書いてありますとおり、午前中、午後にも何回も繰り返されていますが公職選挙法第9条2項日本国民たる年齢18歳以上の者で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。もちろん守らなければいけないことです。ここに公職は、町長いらっしゃいますんで、町長いかがでしょうか。この公職選挙法第9条引き続き3か月以上の市町村の区域内に住所を有する、守っていかなくちゃいけないことではありますが確認のためにお伺いします。

この公職選挙法をしっかり守る必要はもちろんあると思いますので、確認のために守る必要があるか、もしくは何かの事情で守らなくてもいいのか。まず確認のために聞きます。もちろん守らなければいけないとは思いますが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

法律でございますので、当然法は遵守すべきだと考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） では、要旨の2に移ります。

次に、被選挙権の住所要件についてお尋ねします。

被選挙権は日本国籍を有し、かつ当該地方公共団体に3か月以上居住している者に与えられます。先ほど条文を読みましたが、この居住という概念はどのように解釈されるべきでしょうか。一つ例を挙げてお聞きします。例えば、実際に別の町外に生活はしているが、届出上和水町に住所がある。そういう者はまず選挙権を有すると言えるでしょうか。お尋ねします。もちろんありますよ。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

公職選挙法と申しますか、その立候補のときの3か月要件としましては記載されておられます。まずもってその3か月の引き続き和水町に住所を有していることというのが、住所要件に必ずあります、でよろしいですかね。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 続けて再質問します。

では、今の条件で町外の別の場所で生活していますが、届出上は和水町に住所がある。この方の被選挙権ですね、これは有すると言えるでしょうか。ここは先ほど午前中と、先ほどの荒木議員の一般質問に関わって非常にいろいろなことが考えられますが、これは住所要件の考え方について聞いておりますので、考え方として被選挙権を有するかどうかお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 一般的な被選挙権の住所要件につきましては、冒頭の答弁で申しましたとおり引き続き3か月以上和水町内にあるということが条件となると考えます。その他案件につきましては、今までの答弁でも何べんも答えましたが個別案件で対応するときがございました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。今のことは、これはきっと日本全国いろいろなことで起きていると思います。そのために令和2年6月10日総務大臣より通知が来ております。もちろん執行部の方、選挙管理委員会の方は御存じだと思います。改めて読ませていただきますと、地方公共団体の議会議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において、公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項、または第3項に規定する住所に関する要件を満たすものであると見込まれることを追加するものとされたこと（新法第86条4関係）。当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、公職選挙法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ。同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。住所とは各人の生活の本拠をいい、住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実など居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。これを前提として、今般の改正は住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑制することを目的としたものである。各選挙管理委員会においては、住所の解釈や新法の趣旨を十分理解の上、立候補者に対して制度の周知を図るとともに、真摯に当選を争う者の立候補が妨げられないように十分留意されたい。町の選挙管理委員会は、何かありましたら県のほうにお問い合わせをされると思います。そして県はきっと国に聞くとします。これは総務大臣発ですので、国が発したものですからここが基本になると考えております。

そこで住所要件であります。公職選挙法には3か月以上区域内に住所を有する者としてしっかり書いてあります。先ほど、例で申し上げましたが、仮にいろいろな例がありますが、別の場所で

生活はしているが届出上は住所が和水町にあって、一時避難として選挙管理委員会が、言葉がちよっと適切ではないかもしれませんが認めているということで選挙に出た。そして当選をして、先ほど申しました議員になって、議員というのは公職です。公職はどのような仕事をしなければいけないかというのは先ほど申し上げました。公職です。まず、法律は守らなければならないと思っております。あえて重複するかもしれませんが、一時避難ということで先ほどの例をもう一度挙げさせていただきますが、選挙が終わって当選して議員となって公職となった者が、そのまま仮に町内に居住しなくて町外にいと、こういう状況がありますね。そうしたら選挙管理委員会は先ほどから言われてるとおり3か月に1回の選挙人名簿の点検、そして選挙前には選挙のための選挙人名簿の点検ありますね。そういうときに、まず私たち公職の者は、おのずから自分から身を正さなければいけないとは思いますが、調べるほうもまず公職の人を点検していくような作業があってもいいんじゃないかと私は考えておりますが、選挙管理委員会どのようにお考えかお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 被選挙権の住所要件につきましては、冒頭申しましたとおり、住民基本台帳にのっとりまして法にのっとり調査といたしますか、選挙人名簿に調製をやっていきます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。今の答弁のとおりだと思いますし、これから先は公職である議会議員が法律を守って、そしてこの公職選挙法第9条に書いてあります、しっかり3か月以上、この法律は守らなければならないと思います。

では、先ほどの過程のところをもう少し聞いていきます。3か月に1回この選挙人名簿を点検していきますね。被選挙権にも関わりますが、選挙権がなくなれば自動的に被選挙権がなくなりますので、議員としての資格はなくなるように議員必携にも書いてありますし、法律の条文を私が読み解くところではそう理解できます。この一時避難で先ほど私例を挙げましたが、いつまで一時避難というのはできるんですか。何か規定か何かございますか。お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 期間の規定のほうはありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 期間の規定はないと聞こえましたが、間違いありませんね。では選挙管理委員会はいつまで一時避難を認め続けることができるのでしょうか。規定というよりも1年、2

年、3年、4年、どこまで認め続けることが可能なのでしょうか。お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時48分

再開 午後3時50分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 齊木議員の御質問にお答えいたします。

選挙につきましては、その選挙が14日間の異議申立てを終了しまして、選挙の効力、当選の効力発生確定しましたら、そこで一旦選挙管理委員会のほうの再調査等はありません。その後、異議申立ての期間が終了後の選挙管理委員会としましては、定例会会議がある都度選挙人名簿の調製のときに確認をしております。具体的に申しますと6月頃当選後、当選後についてはその現状についてのヒアリング等を実施しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 残り時間が少なくなっておりますので進めさせていただきます。やはり午前中秋丸議員の一般質問、そして先ほどの荒木議員の一般質問、大変非常にここは難しいといえれば難しいし、まずは私は一番最初に申し上げました、公職である私たちはまず自ら公職という自分の議會議員という立場を理解して、法律をやはり守るなり遵守するなり、町民の方にお知らせするなりしなければいけないから、まず自分で守らなければならないと感じているところであります。では、加えて先ほどの例を挙げたところで、一時避難と申し上げましたがこれが仮に長期避難だったらどうなるのでしょうか。今、答弁があったとおりの作業が行われるのでしょうか。簡潔で結構ですのでお答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 長期になった場合は、またその内容につきまして個別に判断をいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 1点聞き忘れておりました。一時避難の期間、先ほど言った1年、2年、3年、4年、そういう区切り長さはないわけですね。そこだけ確認させてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 期間の区切りはありません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 要旨の3に移ります。

立候補時の宣誓書の管理や確認、先ほど答弁がありました。もう一度この総務大臣のところを紹介しますと、当該選挙に関する事務ですね、選挙管理委員会がもちろんやります。虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては選挙管理委員会の告発が必要とされる。このところをちょっと私はなかなか理解難しいんですが、分かりやすく言うとこれはどういう意味があるんでしょうか。逆にほかの聞き方からすると、選挙管理委員会はどのようなことをされるんでしょうか。もちろん虚偽宣誓罪は刑事罰です。間違いないと思いますが、お答えください。

○議長（高木洋一郎君） 質問趣旨分かった。分かったね。

○6番（齊木幸男君） 休憩してください。

○議長（高木洋一郎君） 質問の趣旨が分かっていないようです。

○6番（齊木幸男君） 虚偽宣誓罪は刑事罰ですので、それを選挙管理委員会が発見するなりして告発が必要とされる。ですからこの告発は選挙管理委員会はそういうのを見つけたら告発するんですかっていう意味です。だからすれば虚偽と判断すればするって言っていただいたら大丈夫ですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 通知にありますとおり、虚偽ということを選挙管理委員会が判断すれば当然告発をいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 先ほど来、一般質問午前中、午後と続いてまして、この問題は非常に難しいですし、荒木議員は町長に第三者委員会の設置ということで、それは先ほど違うと。私は選挙管理委員会に第三者委員会の設置をして、全国的にこういう問題が出ておりますのでしっかりと調査研究したほうがいいんじゃないかというふうに、最後に提案と質問をさせていただきたいんですがいかがでしょうか。選挙管理委員会で第三者委員会を立ち上げたらどうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 3 時59分

---

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの齊木議員の選挙管理委員会に第三者委員会の設置というようなことでお尋ねについてお答えいたします。

選挙管理委員会の職務の中には、第三者委員会を設置して運用するというようなことは承知しておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間少なくなりました。簡潔明瞭な質問答弁を求めます。

ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁は結構ですが、選挙管理委員会このようにないようにはっきりやっていただきたい。というのは、選挙管理委員さんはこの議会で選挙されて当選して、選挙管理委員さんに就任されます。そしたら議会の場でしっかりと問いただすことは当たり前のことですし、選挙管理委員会のことは一般質問しても大丈夫と確認はしております。

一般質問の結びに当たり、TSMC10年で6兆1,000億、雇用が10万人、熊本県に持たせるというニュースが流れております。地方自治体には子育て支援、高齢者福祉に関してのいろいろな施策もあります。改めて申し上げます。私はいつも申し上げてまいりました、地方の活性化ですね、まず知らせることが最も重要だというふうに申し上げております。今、和水町は公式のLINE等すごく力を入れております。いわゆるハードがそろって今度はソフトという言い方がありますが、LINE等はすばらしく進んでおります。あとは中身です。一般質問の途中で言いました直木賞・芥川賞の本があるから図書室を御案内する。非常にタイムリーでいい案内でした。また柔らかいですし、町民の方もそのまま読まれるんじゃないかと思っております。

石原町長は正しい決断で、攻めの町政運営、さらにスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えております。決断と行動は予算をつけて実行することです。就任2年目、公約を全部実現する、その覚悟で当たっていただきたいと思っておりますし、私たち議員も町民も協力させていただきます。

以上で、6番議員齊木幸男の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齊木議員の質問を終わります。

---

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の会議は全部終了しました。

明日5日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午後4時02分